

財政・税制関係資料

財務省主税局

目 次

I. 税制総論

資料①	平成21年度一般会計予算の概要（補正後）	3
資料②	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	4
資料③	公債残高の累増	5
資料④	利払費及び公債残高の推移	6
資料⑤	財政収支・債務残高の国際比較	7
資料⑥－1	一般会計税収の推移(1)	8
資料⑥－2	一般会計税収の推移(2)	9
資料⑦	主な税目の税収（一般会計分）の推移	10
資料⑧	国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）	11
資料⑨	OECD 諸国の国民負担率（対国民所得比）	12
資料⑩	OECD 諸国の租税負担率（対国民所得比）	13
資料⑪	国民負担率の内訳の国際比較	14
資料⑫	平成21年度税制改正の概要	15
資料⑬	「経済危機対策」（平成21年4月）における税制上の措置	16
資料⑭	近年の主な税制の動き	17

II. 税制各論

(1) 所得税

資料⑮	所得税収の推移（一般会計分）	18
資料⑯	個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）	19
資料⑰	個人所得課税の実効税率の推移（夫婦2人の給与所得者）	20
資料⑱	個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人の給与所得者）（未定稿）	21
資料⑲	給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較	22
資料⑳	所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	23
資料㉑	上場株式等の譲渡益及び配当の課税について	24
資料㉒	少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設（案）	25
資料㉓	金融所得課税の一体化へ向けた課題	26
資料㉔	金融所得課税の一体化（イメージ）	27
資料㉕	税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）(1)	28
資料㉖	税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）(2)	29
資料㉗	税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）(3)	30
資料㉘	抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）	31

(2) 法人税

資料㉙	近年の主な法人税制改正の動向	32
-----	----------------	----

資料③⑩	法人税率の推移……………	33
資料③⑪	主要国の法人税率（基本税率）の推移（未定稿）……………	34
資料③⑫	法人所得課税の実効税率の国際比較……………	35
資料③⑬	法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較（未定稿）……………	36
資料③⑭	社会保険料事業主負担の国際比較（対国民所得比）（未定稿）……………	37
資料③⑮	主要国の減価償却方法の概要……………	38
資料③⑯	耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較……………	39
資料③⑰	租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額……………	40
資料③⑱	租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額（内訳）……………	41
資料③⑲	第2回金融・世界経済サミット首脳宣言（抄）（2009年4月2日）……………	42
資料④⑩	国際的に合意された税の基準の実施について OECD グローバル・フォーラムにより調査された国・地域に関する進捗報告書（仮訳）……………	43
 (3) 消費税		
資料④⑪	消費税の概要……………	44
資料④⑫	消費税制度改正の歩み……………	45
資料④⑬	付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較（未定稿）……………	46
資料④⑭	消費税の用途……………	47
 (4) 自動車関係諸税		
資料④⑮	揮発油税等の平成21年度税収の内訳……………	48
資料④⑯	日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較……………	49
資料④⑰	OECD 環境統計－環境関連歳出と税制（抄）（環境省作成）……………	50
資料④⑱	諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯（環境省資料）……………	51
 (5) 相続税		
資料④⑲	最近における相続税の主な改正……………	52
 (6) 納税環境整備		
資料⑤⑩	納税者番号制度のしくみ……………	53
資料⑤⑪	抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）……………	54
資料⑤⑫	主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）……………	55
資料⑤⑬	主要国における法定資料制度の概要（個人）（未定稿）……………	56

平成21年度一般会計予算の概要(補正後)

一般会計歳出

- ・社会保障関係費(28.2兆円)、国債費(20.3兆円)、地方交付税交付金等(16.6兆円)の三大経費で全体の約6割以上を占める。

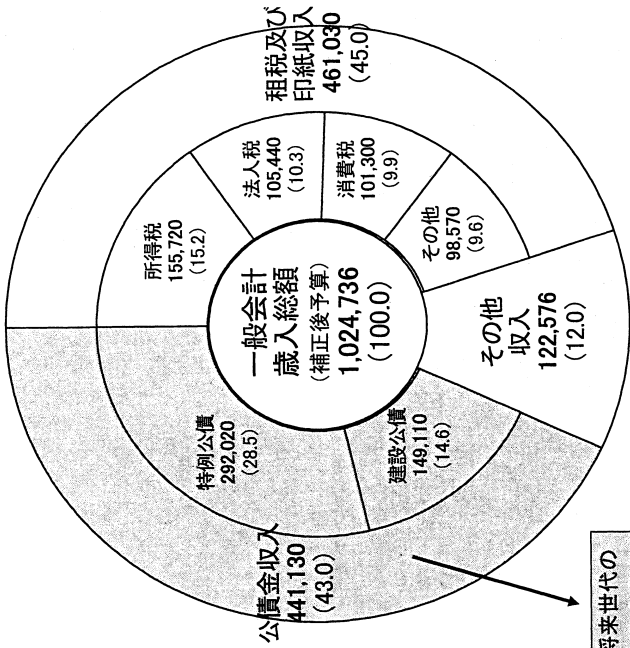
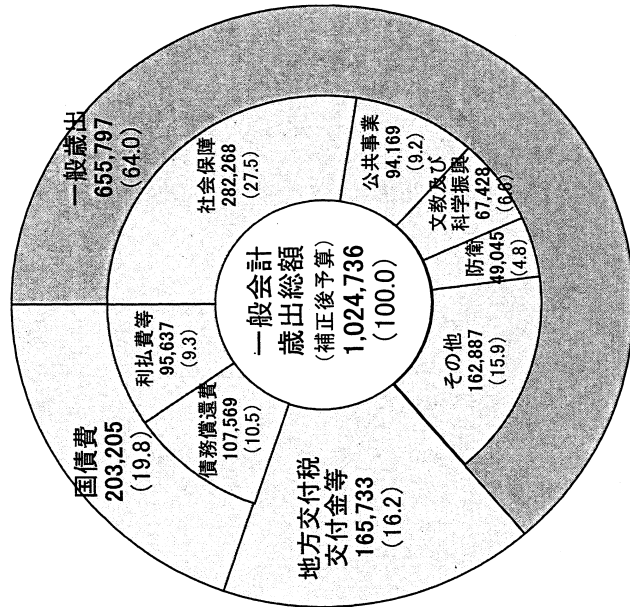
一般会計歳入

- ・租税及び印紙収入は5割弱にとどまる
- ・公債金収入は44兆円程度、公債依存度は43.0%

歳出

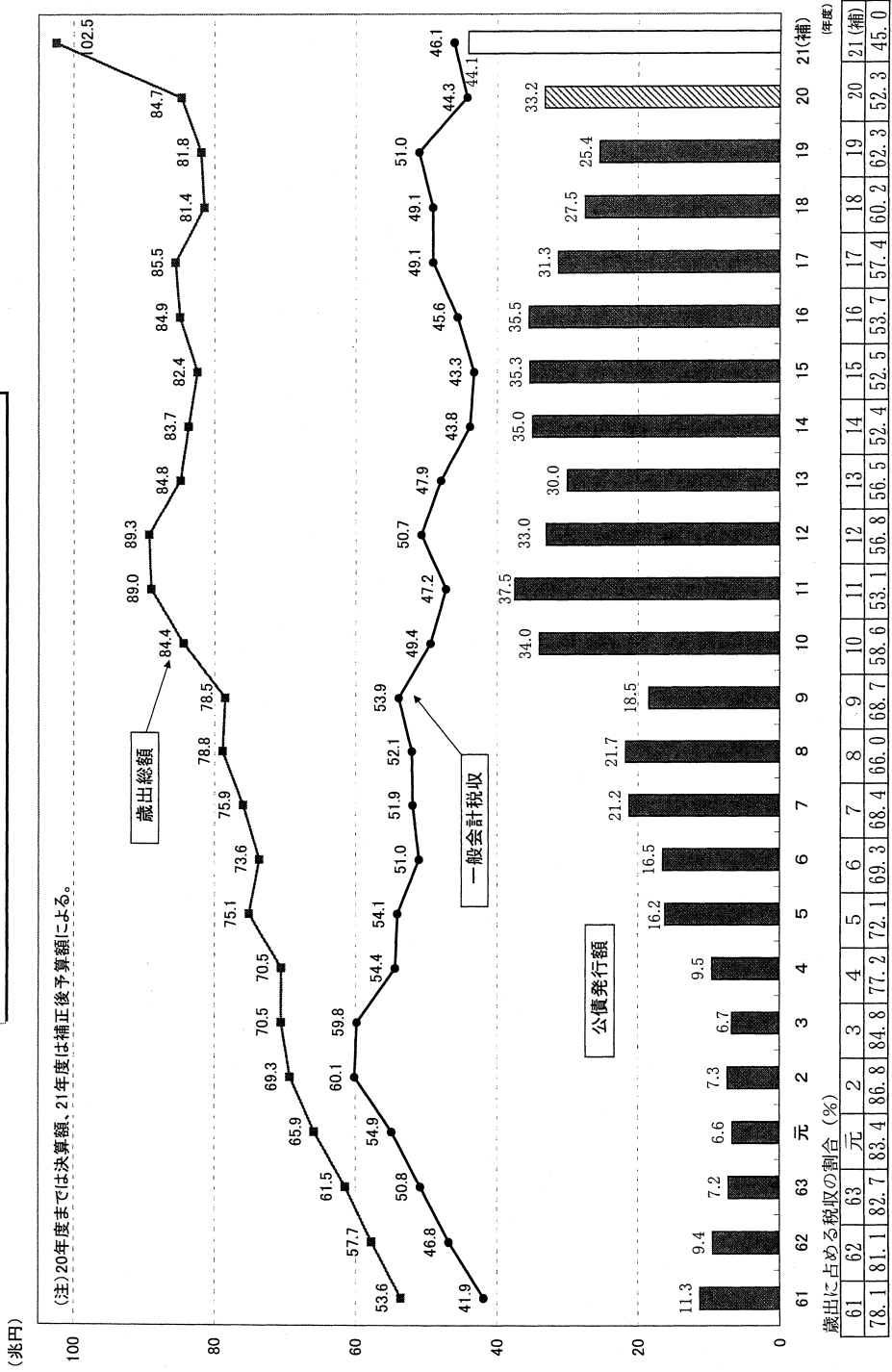
(単位:億円、%)

歳入

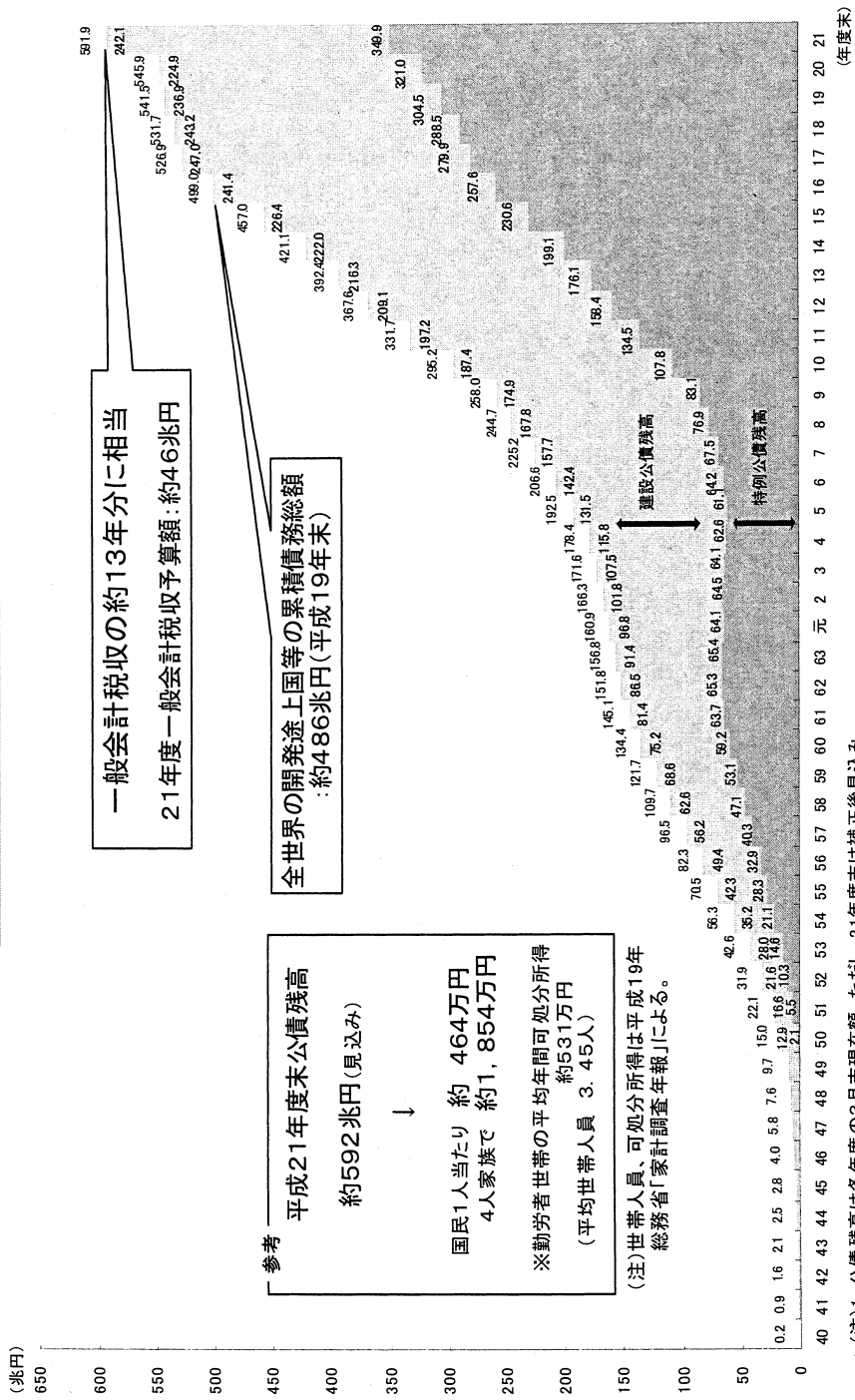


将来世代の
税負担

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



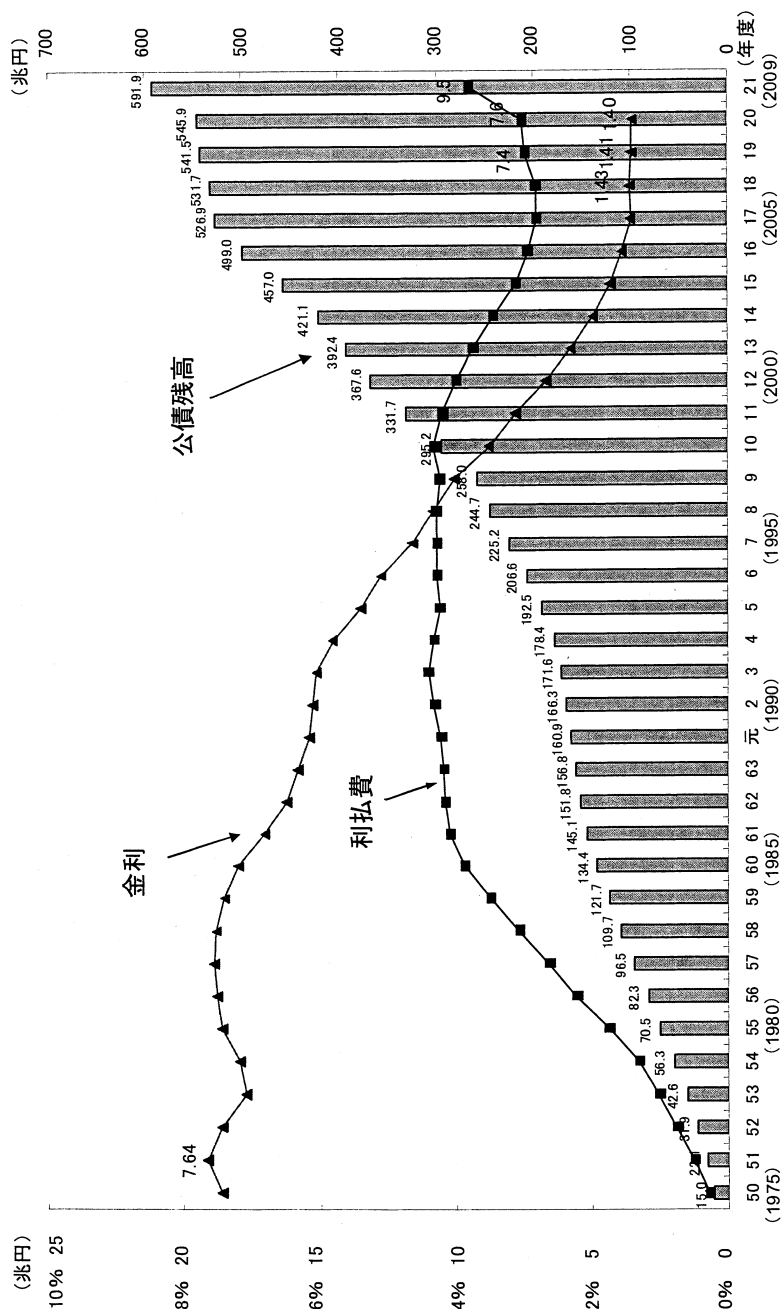
公債残高の累増



(年度末)

(注)1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、21年度末は修正後見込み。
2. 特別公債残高は、国債長期債務、国債長期債務、国債長期債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
3. 21年度末の翌年度借換のための前倒借換限度額を除いた見込額は580兆円程度。

利払費及び公債残高の推移



(注) 1. 公債残高は、各年度の3月末現在額。ただし、21年度末は見込み。
 2. 利払費は、20年度までは決算、21年度は補正後予算による。
 3. 金利は、各年度の3月末の普通国債の利率加重平均。

財政収支・債務残高の国際比較

(1) 財政収支の国際比較 (対GDP比)

(国・年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲7.0	▲6.9	▲5.8	▲7.2	▲8.5	▲8.2	▲6.5	▲7.9	▲8.0	▲6.6	▲5.2	▲3.5	▲3.0	▲4.0	▲3.5
米国	▲3.9	▲3.1	▲1.9	▲0.8	0.0	0.1	▲2.0	▲5.4	▲6.2	▲5.7	▲4.6	▲3.7	▲4.3	▲7.2	▲11.2
英国	▲5.8	▲4.2	▲2.2	▲0.1	0.8	3.7	0.6	▲2.0	▲3.7	▲3.7	▲3.3	▲2.7	▲2.7	▲5.5	▲12.8
ドイツ	▲9.7	▲3.3	▲2.6	▲2.2	▲1.5	1.3	2.8	▲3.6	▲4.0	▲3.8	▲3.3	▲1.5	▲0.2	0.1	▲3.7
フランス	▲5.5	▲4.0	▲3.3	▲2.6	▲1.8	▲1.5	▲1.6	▲3.2	▲4.1	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲2.7	▲3.4	▲6.7
イタリア	▲7.4	▲7.0	▲2.7	▲3.1	▲1.8	0.9	▲3.1	▲3.0	▲3.5	▲3.6	▲4.4	▲3.3	▲1.5	▲2.7	▲5.3
カナダ	▲5.3	▲2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲0.1	0.1	0.9	1.5	1.6	1.6	0.1	▲4.8

(出典)OECD「エコノミック・アウトルック85」(2009年6月)
※ 数値はSNAベース、一般政府。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値、仮にこれを含めれば、以下のとおり。

(国・年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲5.1	▲5.1	▲4.0	▲5.8	▲7.4	▲7.6	▲6.3	▲8.0	▲7.9	▲6.2	▲4.8	▲3.4	▲3.1	▲4.4	▲9.6
米国	▲3.1	▲2.2	▲0.8	0.4	0.9	1.6	▲0.4	▲3.8	▲4.8	▲4.4	▲3.3	▲2.2	▲2.9	▲5.9	▲10.2

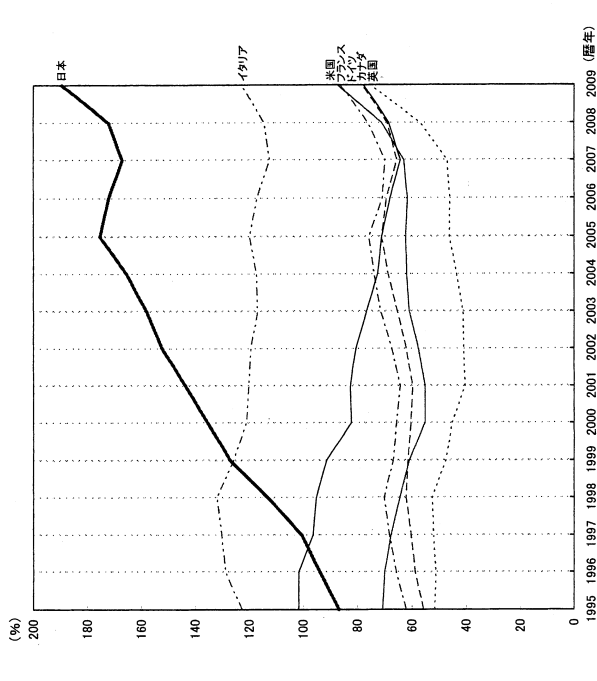


(注) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いている。

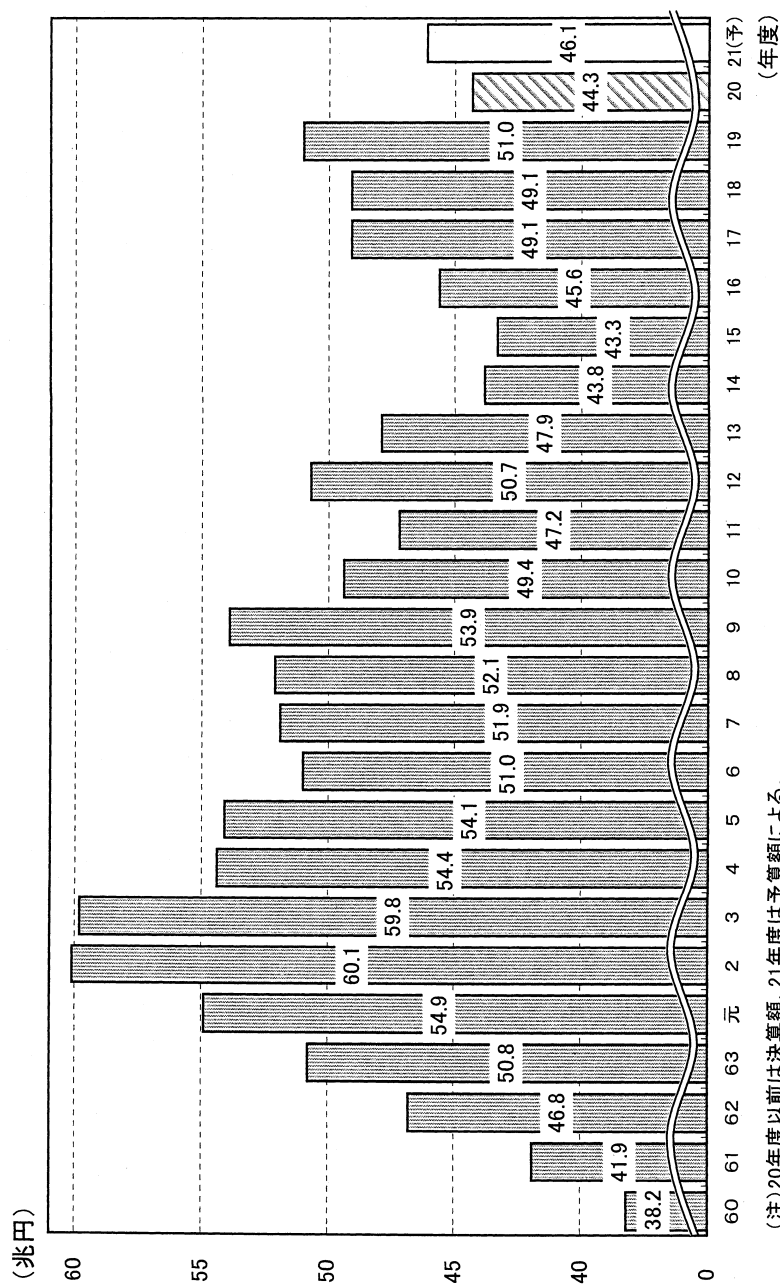
(2) 債務残高の国際比較 (対GDP比)

(国・年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	86.7	94.0	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	172.1	167.1	172.1	189.6
米国	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	60.9	61.9	62.3	61.7	62.9	71.1	87.4
英国	51.6	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.2	43.5	46.1	46.0	46.9	57.0	75.3
ドイツ	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	58.7	62.1	65.3	68.7	71.1	69.4	65.5	69.0	78.2
フランス	82.1	66.7	68.2	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	70.9	69.9	76.1	86.4
イタリア	122.5	128.9	130.3	132.0	125.8	121.0	120.2	119.4	116.8	117.3	119.9	117.2	112.5	114.5	122.9
カナダ	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.6	71.0	68.0	64.2	68.4	77.7

(出典)OECD「エコノミック・アウトルック85」(2009年6月)
※ 数値はSNAベース、一般政府。

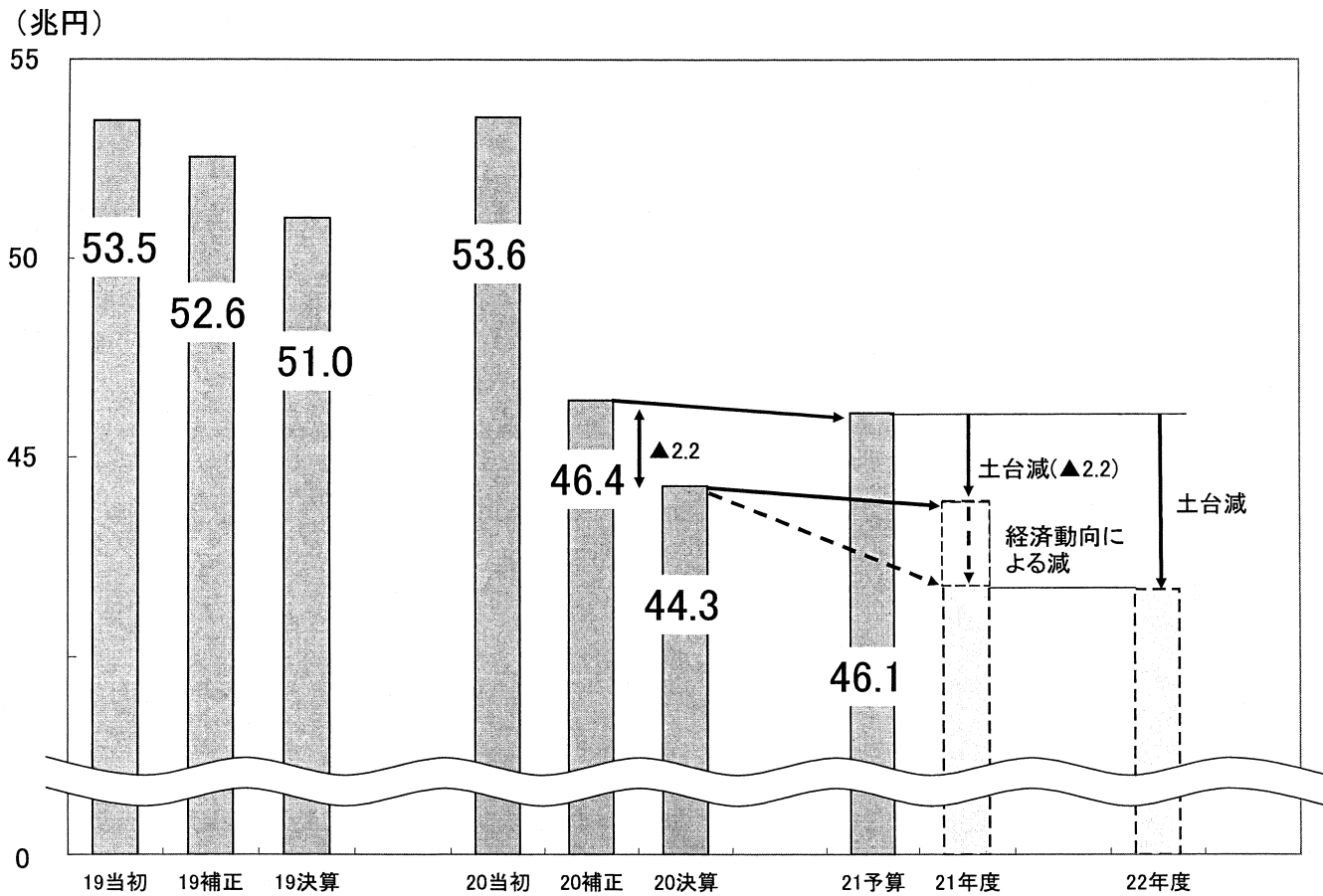


一般会計税収の推移

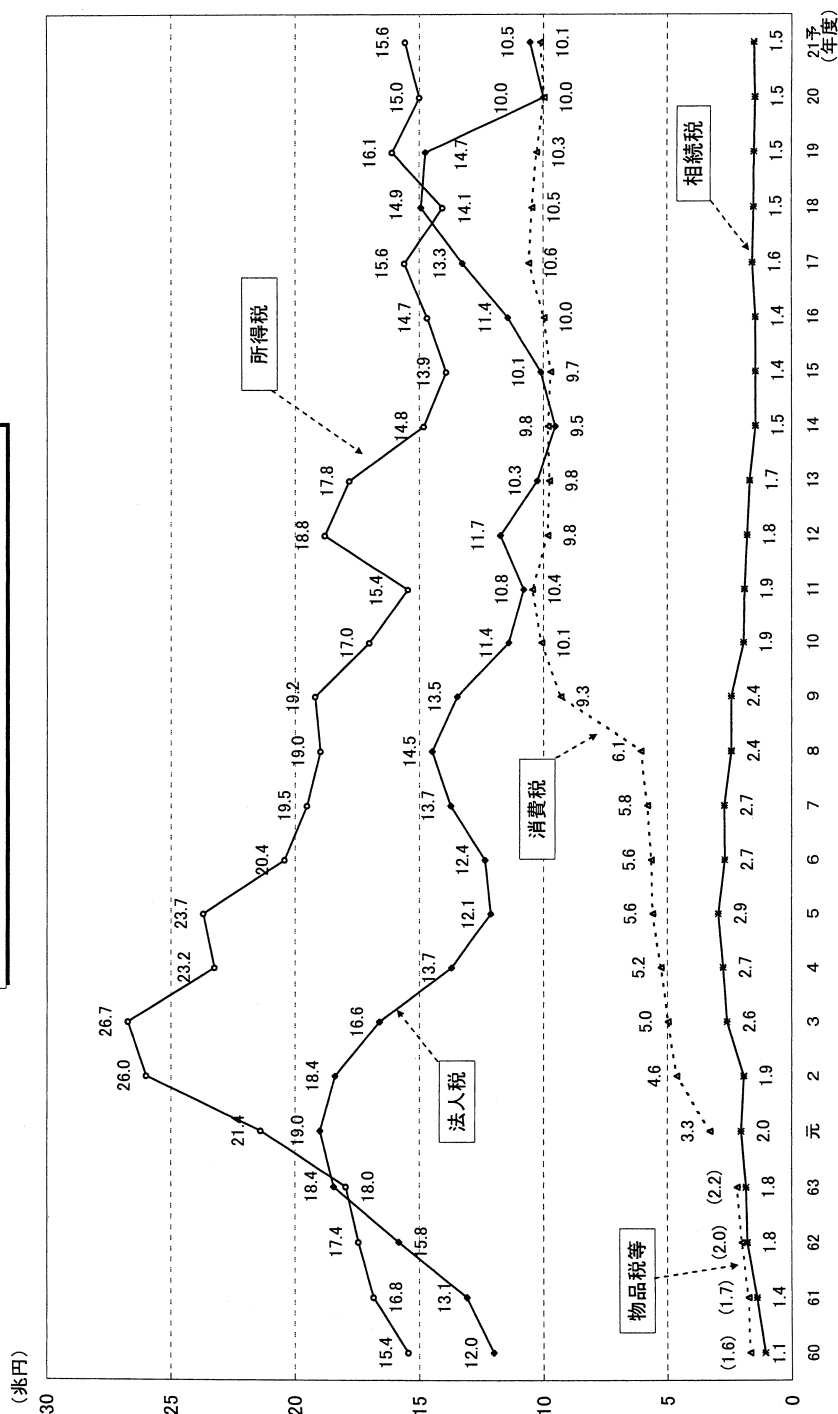


(注)20年度以前は決算額、21年度は予算額による。

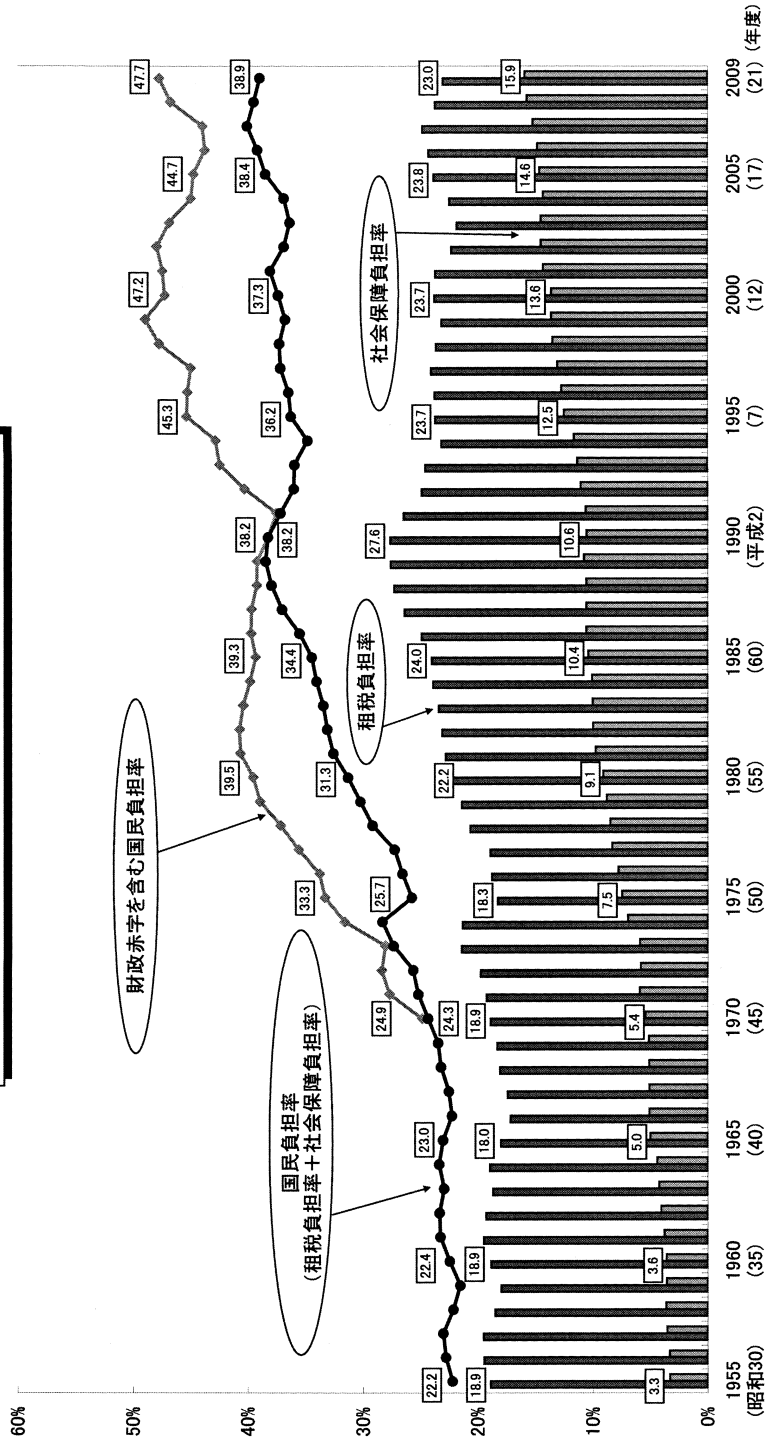
一般会計税収の推移 平成19年度～



主な税目の税収（一般会計分）の推移



国民負担率及び租税負担率の推移(対国民所得比)



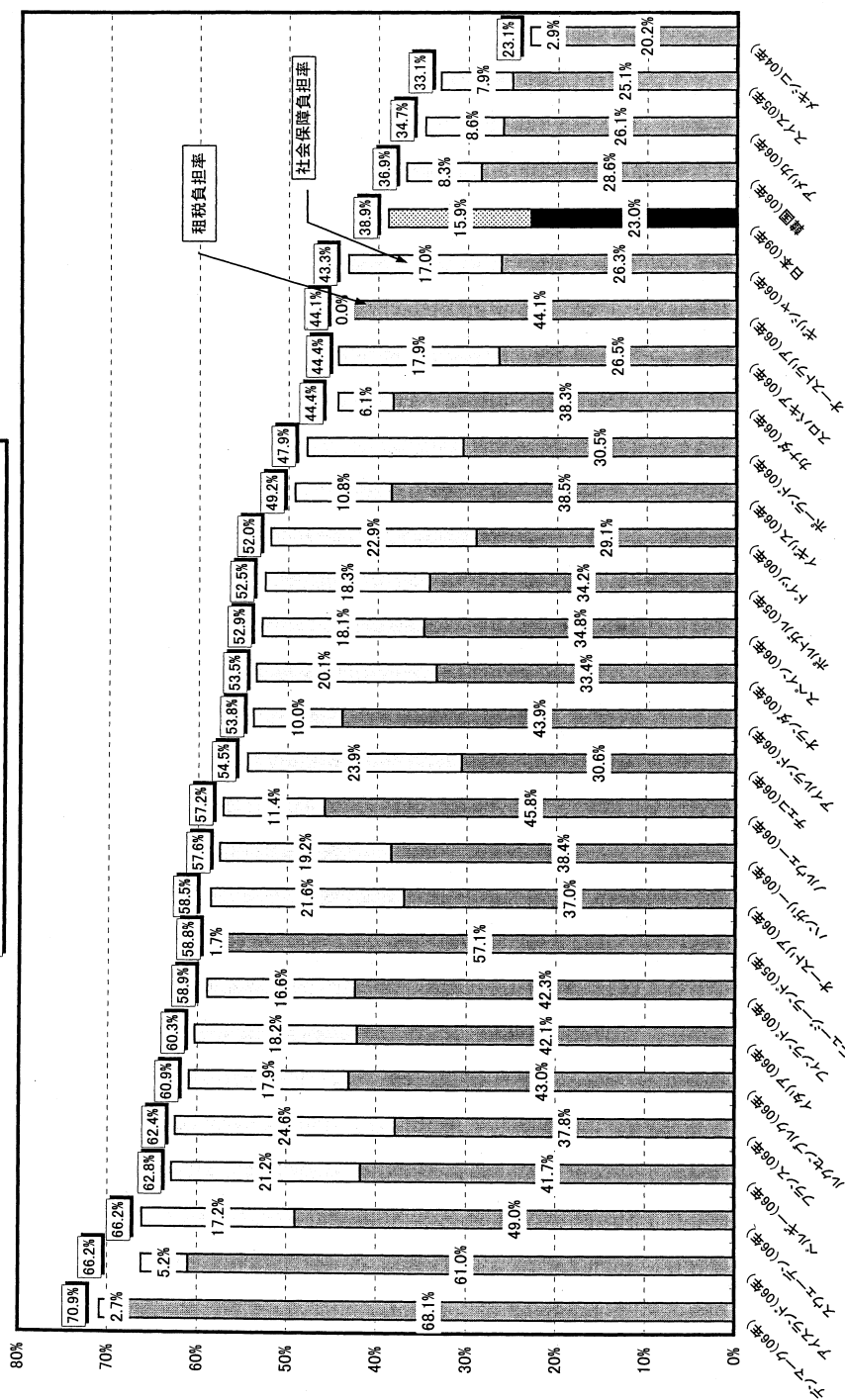
(注) 1. 2007年度までは実績、2008年度は実績見込み、2009年度は見通しである。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。

3. 財政赤字を含む国民負担率は、1998年度は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計・特別会計を除いたベース、2003年度は、本四公団債務の一般会計・特別会計を除いたベース、2005年度は、道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除いたベース、2008年度、2009年度は、財政投融資特別会計(2008年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計までは一般会計への繰入れを除いたベースの数値である。

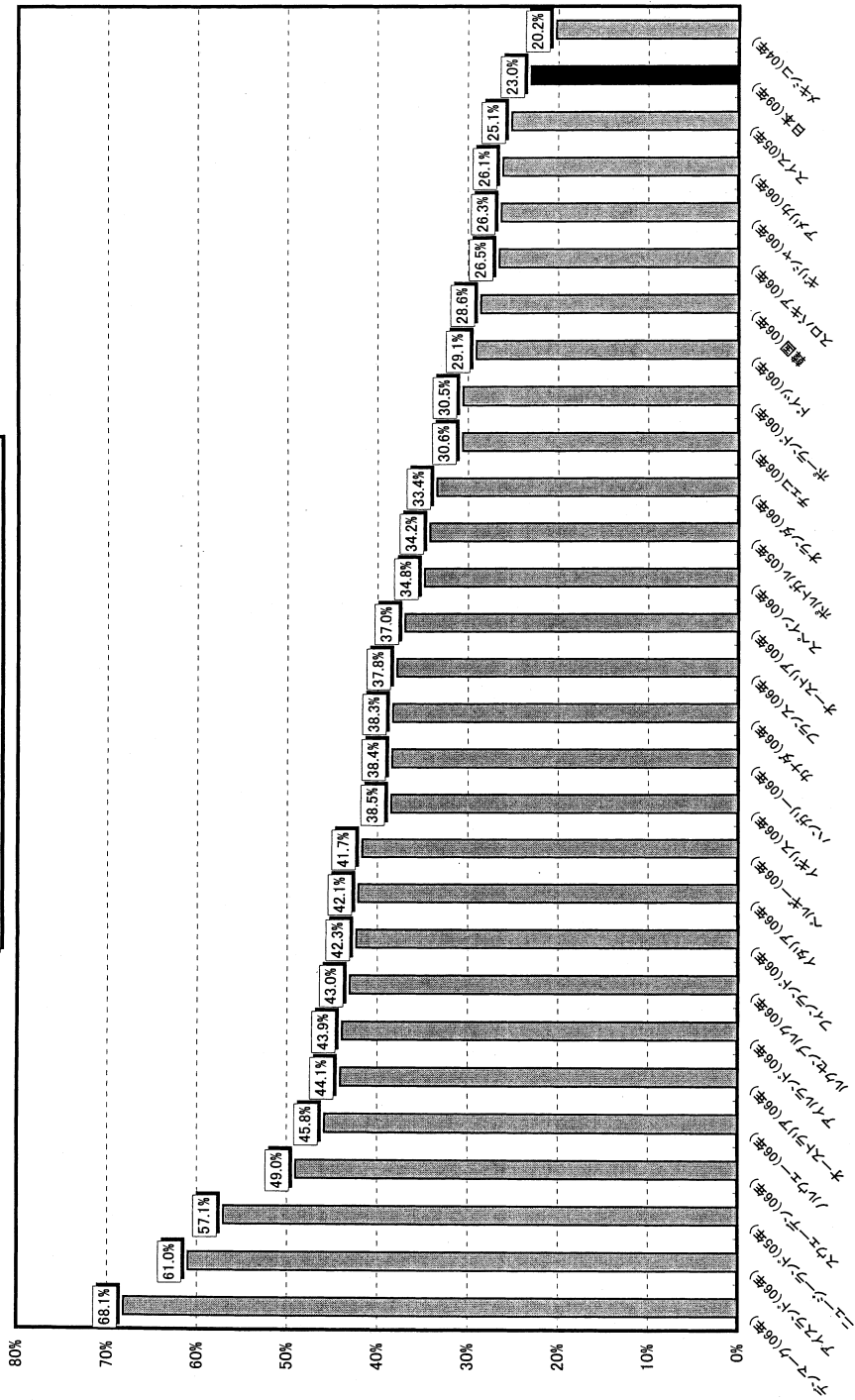
4. 1990年度以降は93SNAに基づき計数であり、1989年度以前は68SNAに基づき計数である。ただし、租税負担に關する計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

OECD諸国の国民負担率(対国民所得比)



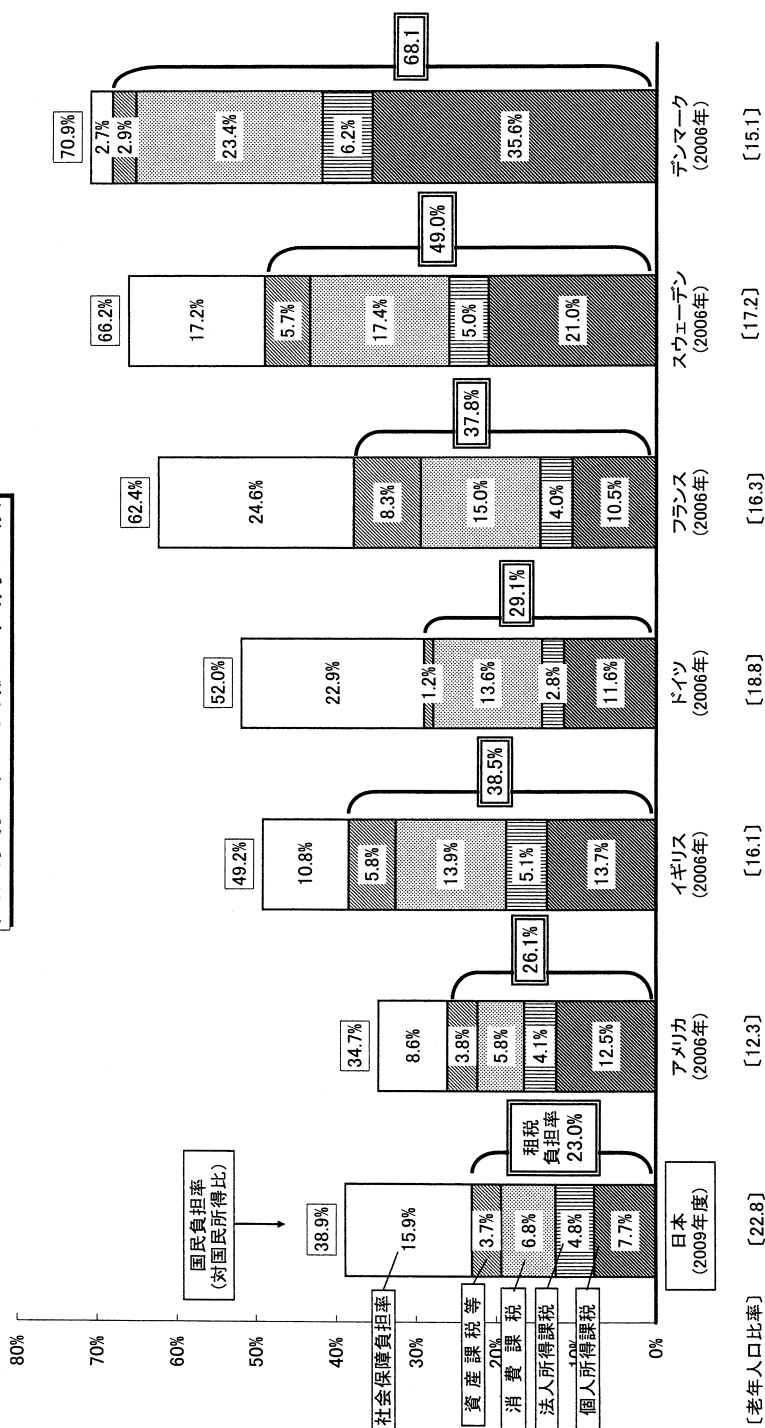
注1) 国民負担率は、税負担率と社会保障負担率の合計。
注2) 日本の09年度の数字は早通しである。なお、最新の集計値では、税負担率が24.8%、社会保障負担率が15.2%であり、これらを合わせた国民負担率は40.0%となっている(2007年、内閣府「国民経済計算」等)。
注3) トリノについては、計数が足りず国民負担率が算出不能であるため掲載していない。
出典) 日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD「National Accounts 1995-2006」及び「同」「Revenue Statistics 1965-2007」

OECD諸国の租税負担率(対国民所得比)



(注1) 日本の08年度の計数は早通しである。
 (注2) トルコについては、計数が足りず租税負担率が算出不能であるため掲載していない。
 (出典) 日本、平成21年度予算ベース、諸外国、OECD "National Accounts 1995-2006" 及び同 "Revenue Statistics 1985-2007"

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成21年度(2009年度)予算ベース、諸外国は OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の關係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2009年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database" による)である。

平成21年度 税制改正の概要

現下の経済・金融情勢等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税の見直しを行うほか、各種の租税特別措置について、適用期限の延長・整理合理化等の所要の措置等を講ずることとしている。

1. 住宅・土地税制

- 住宅ローン減税の適用期限を延長した上、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引上げ
- 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ・バリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設
- 平成21・22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について、1,000万円の特別控除制度を創設

2. 法人関係税制

- エネルギー供給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、即時償却を可能とする措置を創設

3. 中小企業関係税制

- 中小法人等の法人税の軽減税率について、現行22%から18%に引下げ
- 中小法人等への欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止

4. 相続税制

- 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を創設
- 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する買付けも適用対象とする等の見直し

5. 金融・証券税制

- 上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%（住民税とあわせて10%）軽減税率の特例を延長

6. 国際課税

- 外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入

7. 自動車課税

- 一定の排ガス性能、燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免する特例を創設

8. 租税特別措置の適用期限の延長等

- 住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長
- 入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長
- 特定の石炭（鉄鋼、コークス及びセメント製造用）に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を延長

なお、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について検討の規定を設ける

施行日：平成21年4月1日

「経済危機対策」(平成21年4月)における税制上の措置

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、以下の措置を講ずる。

1. 住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成21年初から平成22年末までの間に直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さない。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

2. 中小企業の交際費課税の軽減

資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、400万円から600万円に引き上げる。

3. 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、

- ① 平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、
- ② 平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

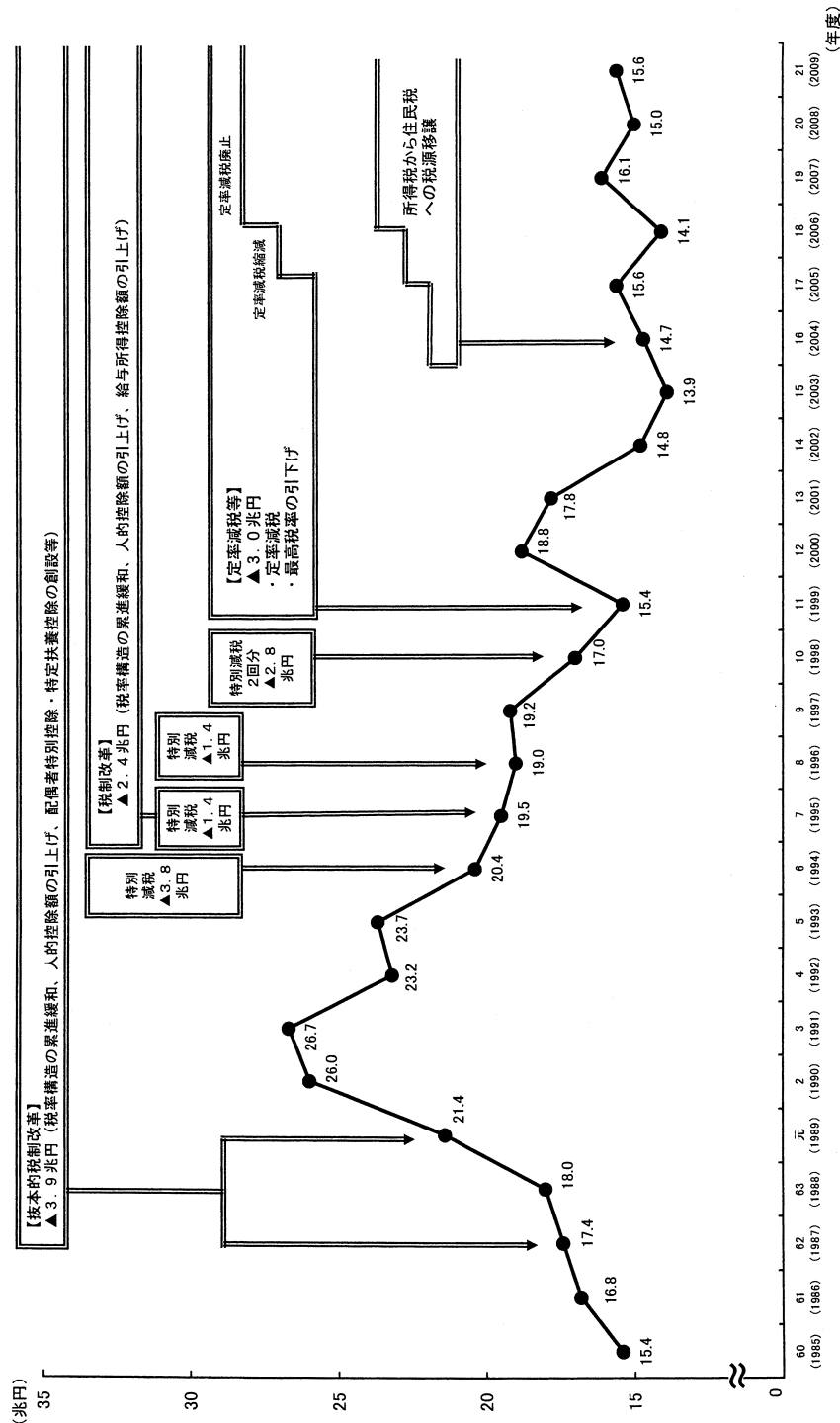
施行日：平成21年6月26日

近年の主な税制の動き

抜本的税制改革(昭和62・63年)		税制改革(平成6年)	定率減税等(平成10・11年)	平成15年～
【消費】	・消費税創設 (+5.4兆円) 元年～ ・個別間接税の廃止 (▲3.4兆円) 元年～	・消費税率引上げ ・地方消費税創設 (+5.1兆円) 9年～		・中小特例措置の縮減 (+0.6兆円) 16年～
	・制度減税 税率構造の累進緩和、人的控除の引上げ、 特定扶養控除の創設等 (▲5.5兆円) 62年・63年～	・制度減税 税率構造の累進緩和、人的控除の引上げ、 給与所得控除の引上げ (▲3.5兆円) 7年～ ・特別減税 6年 ▲5.5兆円 7年 ▲2.0兆円 8年 ▲2.0兆円	・最高税率引下げ (▲0.5兆円) 11年～ ・定率減税 (▲3.5兆円) 11年～17年・18年 ・特別減税 10年 (2回分) ▲4.0兆円	・諸控除の見直し 配偶者特別控除、公的年金等控除等 (+1.1兆円) 16・17年～ ・税源移譲 19年～ (国⇒地方:3:0兆円)
【個人所得】				
【法人所得】	・税率引下げ (▲0.6兆円) 62年～ (▲1.8兆円) 元年・2年～		・税率引下げ・課税ベース拡大 (▲0.4兆円) 10年～ ・税率引下げ (▲2.5兆円) 11年～	・研究開発・設備投資減税等 (▲1.7兆円) 15年～
	・相続税減税 税率構造の累進緩和、基礎控除の引上げ (▲0.7兆円) 63年～ ・株式譲渡益の原則課税化等 (+1.2兆円) 元年～	・相続税減税 税率構造の累進緩和、基礎控除の引上げ (▲0.3兆円) 6年～		・相続税減税 最高税率の引下げ等 (▲0.2兆円) 15年～

※ 増減収額は国税及び地方税の合計(平年度ベース)

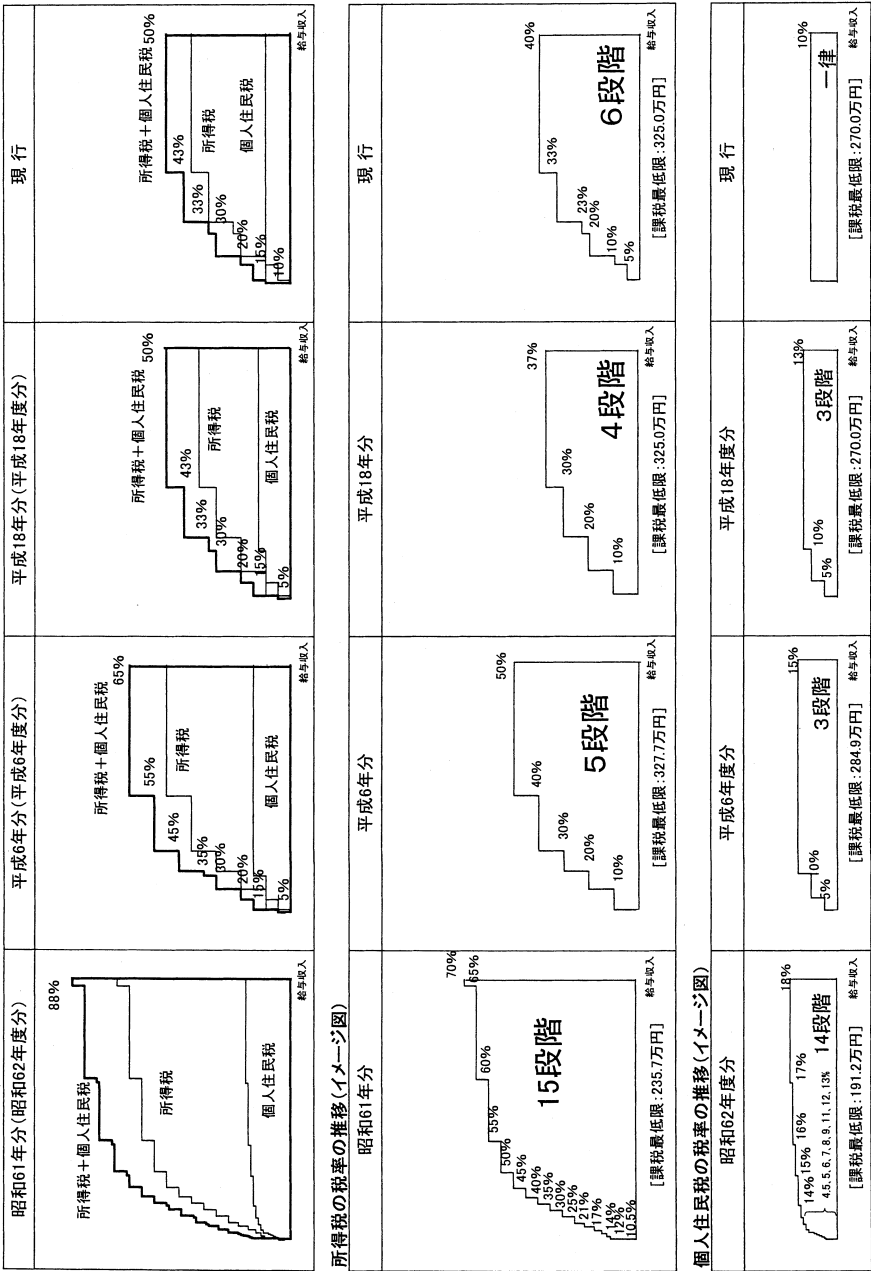
所得税収の推移（一般会計分）



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得額と税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

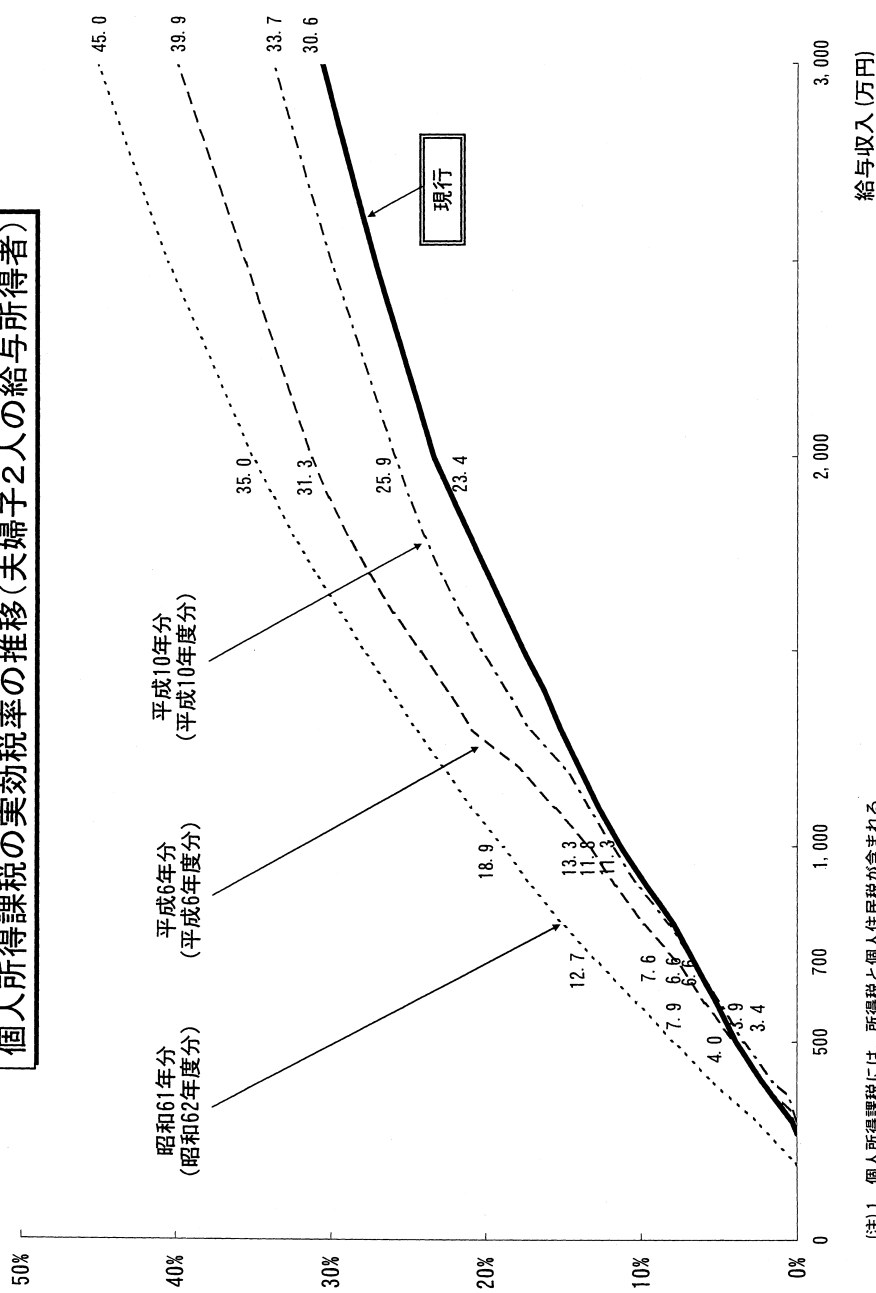
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）



（注）1. 上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族に該当）の場合の数値である。

個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子2人の給与所得者)



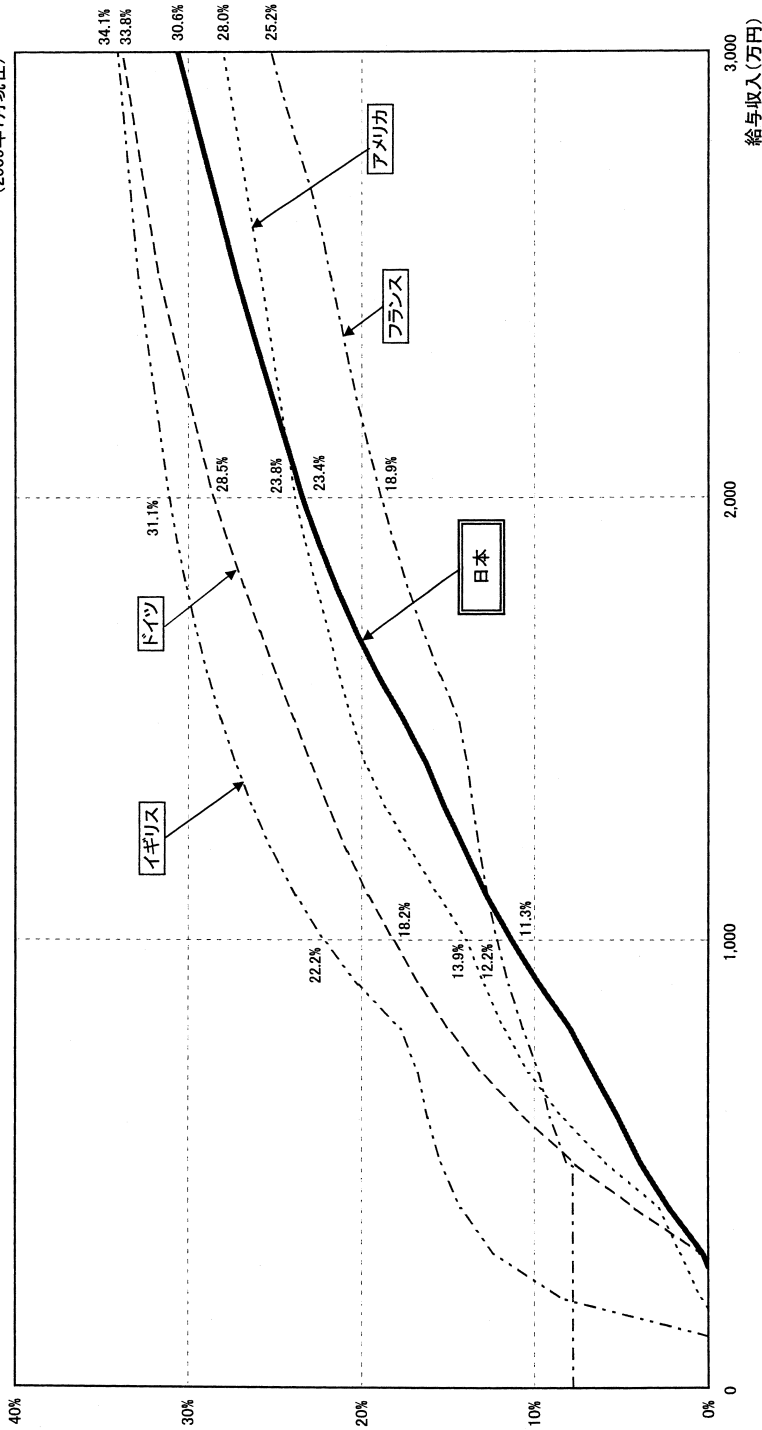
給与収入 (万円)

(注) 1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
2. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

未定稿

(2009年1月現在)

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与と所得者)



(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの所得税の実効税率は、21.5%(給与収入1,000万円)、31.1%(同2,000万円)、34.1%(同3,000万円)となる。)

(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。

3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

4. アメリカでは、一定の納税者について上記の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

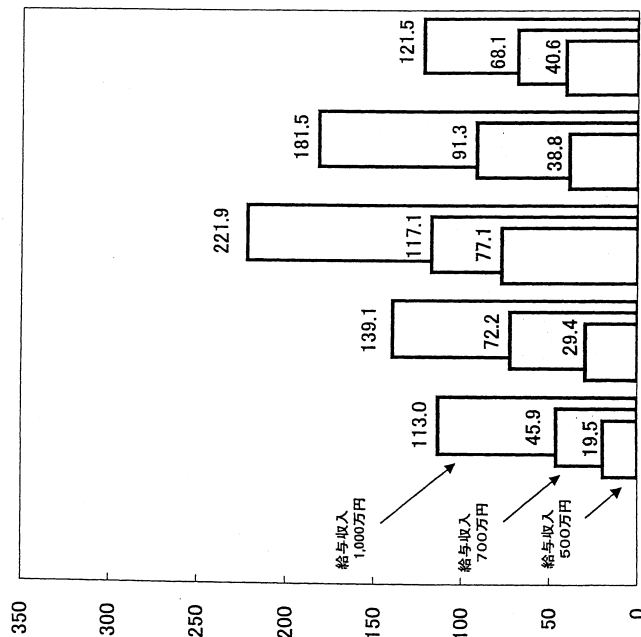
5. 邦貨換算レート: 1ドル=105円、1ポンド=151円(基準外国為替相場及び確定外国為替相場、平成20年(2008年)10月から11月までの間における為替相場の平均値)。

6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2009年1月現在)
(単位:万円)

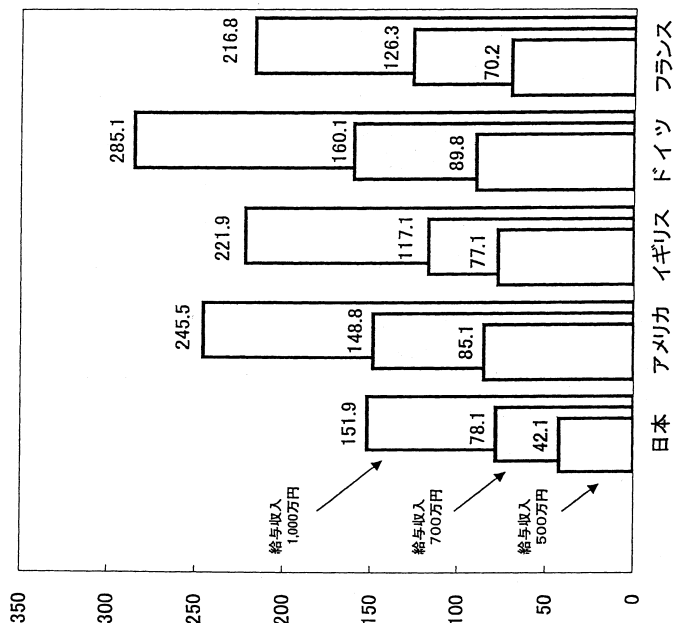
【夫婦子2人の場合】



(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めずに計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦子2人の場合、53.1万円(給与収入500万円)、106.1万円(同700万円)、214.9万円(同1,000万円)、単身の場合、77.1万円(同500万円)、117.1万円(同700万円)、221.9万円(同1,000万円)となる。)

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
2. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
4. 邦貨換算レート: ドル=105円、1ポンド=190円、1ユーロ=151円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成20年(2008年)6月から11月までの間における実効相場の平均値)。

【単身の場合】



所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2009 年 1 月現在)				
税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超	
日本 (07 年)	       (80/100)	  (16/100)	 (4/100)	
アメリカ (05 年)	  (27/100)	     (43/100)	   (30/100)	
イギリス (05 年度)	  (14/100)	 (0/100)	       (86/100)	                 
フランス (06 年)	    (39/100)	      (49/100)	   (12/100)	

(注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
4. トイーンは方程方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
5. 各国の税率構造について、日本は6段階 (5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階 (10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階 (10・22・40%)、フランスは4段階 (5・5・14・30・40%) である。なお、イギリスは2008年4月より2段階 (20・40%) となっている。

上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

【改正前】

	～H20. 12	H21	H22	H23	H24. 1～
税 率	10%	【原則】	20%		20%
		【特例措置】			
		上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)	10%		
		上場株式等の配当 (100万円以下の部分)	10%		
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21. 1～ 確定申告による対応 H22. 1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

【改正後】

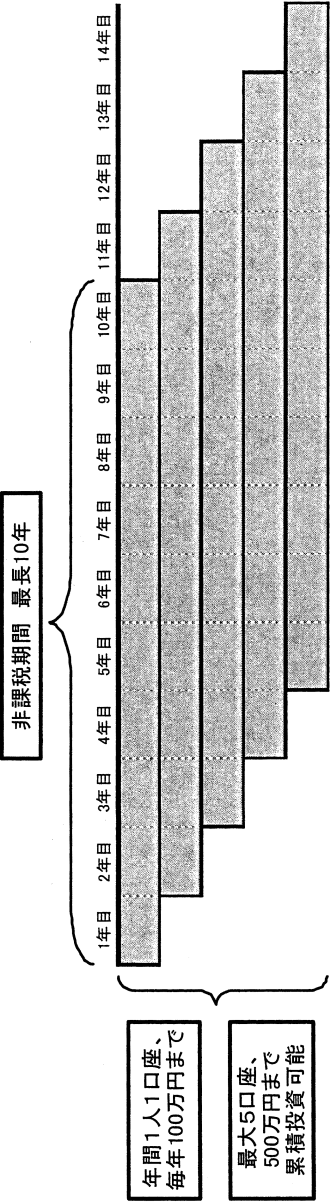
	～H20. 12	H21	H22	H23	H24. 1～
税 率	10%	10%			20%
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21. 1～ 確定申告による対応 H22. 1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(注) 国内に恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率(7%)も、平成23年12月31日まで延長。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設（案）

- 1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
- 2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
- 3. 非課税投資総額 : 500万円（100万円×5年間）
- 4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
- 5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
- 6. 開設者 : 居住者等（20歳以上）
- 7. 導入時期 : 上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

〈非課税措置のイメージ〉



○ 不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について、更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講じる。

金融所得課税の一体化へ向けた課題

- 平成21年度税制改正の要綱(抄) (平成21年1月23日 閣議決定)
- 五 金融・証券税制 (備考1)少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設
(3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き推進する。

金融所得課税の一体化の内容

(簡素で個人投資家が投資しやすい環境の整備)

課税方式の均衡化
(20%分離課税)

損益通算の範囲の拡充

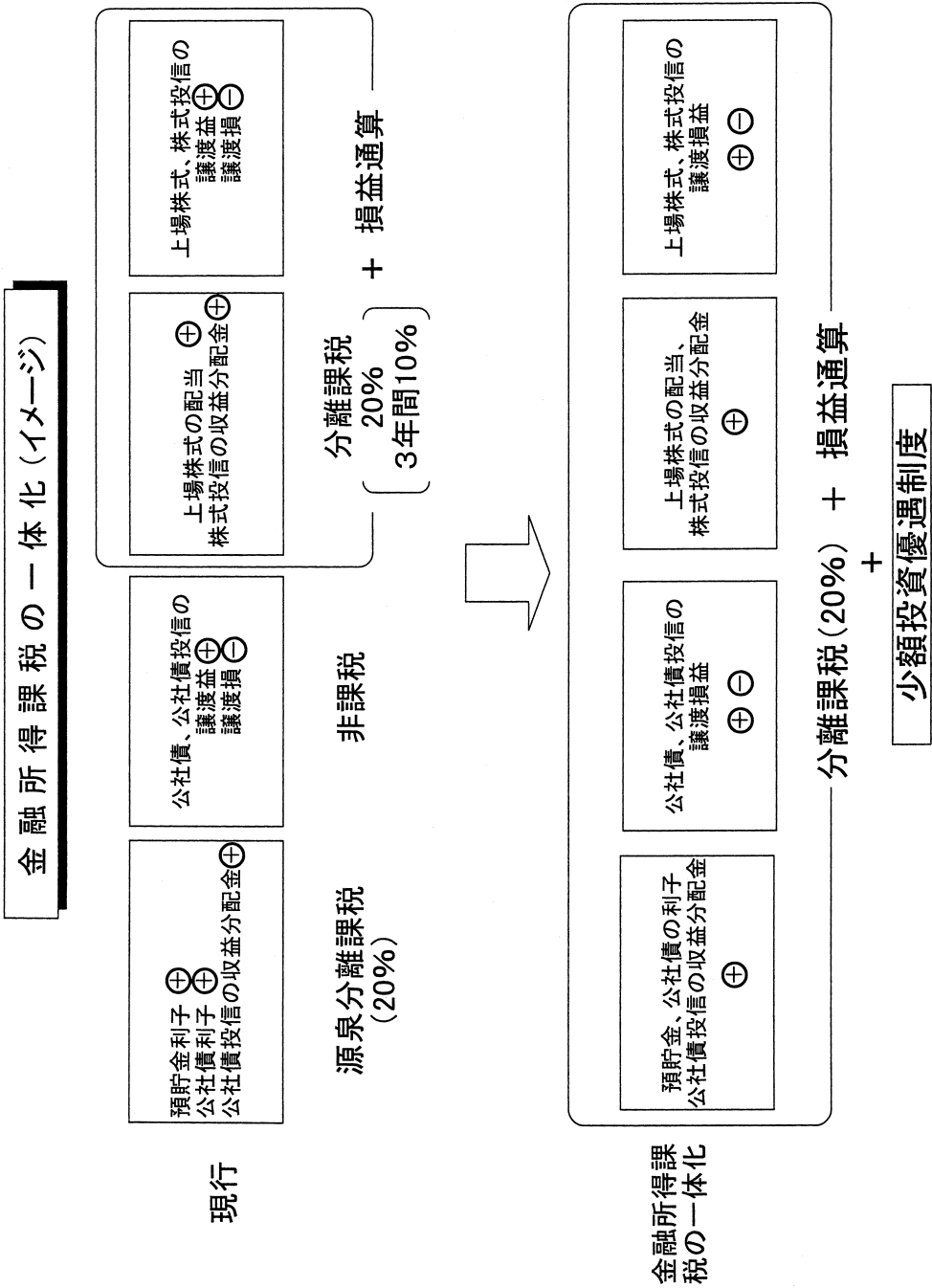
上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得

平成24年1月～ 20%分離課税の実現

金融所得課税の一体化の推進

【検討課題】

- ・ 損益通算の対象となる所得の範囲[一般投資家の投資対象となる商品の特定]
(例) 預貯金、公社債、公社債投資信託、合同運用信託の利子、為替差損益 等
- ・ 課税方式の変更[源泉分離課税、総合課税 ⇒ 20%申告分離課税+申告不要制度]
- ・ 特定口座を利用した申告不要制度の実現
- ・ 適正かつ効率的な執行の確保[納税者番号制度の導入、資料情報制度の整備]
- ・ 金融機関におけるシステム負担、開発期間
- ・ 損益通算の拡大に伴う税収への影響



税制を活用した給付措置等の国際比較(未定稿)

(2009 年 7 月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
	勤労所得税額控除	児童税額控除	就労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当
制度導入年	1975 年	1998 年	2003 年	2003 年	1996 年	2001 年
導入の目的	○ 低所得者に対する社会保険料の負担軽減 ○ 就労・勤労意欲の向上	○ 子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減	○ 低所得者に対する支援 ○ 就労・勤労意欲の向上	○ 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	○ 最低限必要な生計費の保障	○ 雇用の創出・継続の支援
対象者 (適用要件)	○ 低所得勤労者(投資所得が3,100ドル(約29.5万円)を超える者は対象外)	○ 17歳未満の子供を養育する中所得者(所得が一定額以下の者については対象外)	○ 16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○ 25歳以上で、週30時間以上就労している者等	○ 原則16歳未満の子供を養育する者	○ 原則18歳未満の子供を養育する者	○ 低所得勤労者
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫	公共財政総局
給付額 (控除税額)	○ 夫婦2人の場合、勤労所得の40%(上限5,028ドル(約47.8万円)) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 子供1人当たり原則1,000ドル(9.5万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦2人の場合、最大4,525ポンド(約62.9万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦2人の場合、最大5,015ポンド(約69.7万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 子供1人当たり1,968ユーロ(約24.6万円) ※ 児童控除(所得控除)と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用 (中低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)	○ 夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%(155ユーロ(約1.9万円)を加えた額(上限1,116ユーロ(約13.9万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝95円、1ポンド＝139円、1ユーロ＝125円(基準外国為替相場及び載定外国為替相場、平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

税制を活用した給付措置等の国際比較(未定稿)

(2009 年 7 月現在)

	カナダ			韓国
制度名	GST クレジット	児童手当	就労所得手当	勤労所得税額控除
制度導入年	1991 年	1993 年	2007 年	2008 年
導入の目的	☐ 低・中所得者世帯の付加価値税負担の軽減 ☐ 低・中所得者	☐ 子供の貧困の解決 ☐ 子供を養育する家庭の負担軽減 ☐ 18 歳未満の子供を養育する者	☐ 就労・勤労意欲の向上 ☐ 低所得勤労者	☐ 就労・勤労意欲の向上 ☐ 原則18歳未満の子供を養育する低所得勤労者(資産の総額が1億ウォン(695.4万円)以上の者、5,000万ウォン(347.7万円)以上の住宅を保有している者、もしくは、住宅を2件以上保有している者については対象外)
対象者 (適用要件)				
給付の仕組み	全額給付 (税額から控除せず)		税額から控除(注) (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	歳入庁			国税庁
控除税額 (給付額)	☐ 夫婦子2人の場合、756 C\$(約 5.8 万円) ☐ 所得が一定額を超えると減額	☐ 夫婦子2人の場合、6,593 C\$(約 50.8 万円) ☐ 所得が一定額を超えると減額	☐ 夫婦子2人の場合、勤労所得のうち 3,000 C\$(23.1 万円)を超えた分の 20%(上限 1,044 C\$(約 8.0 万円)) ☐ 勤労所得が一定額を超えると減額	☐ 勤労所得の15%(上限120万ウォン(約 8.3万円)) ☐ 勤労所得が一定額を超えると減額

(注) 翌年に認められることが見込まれる受益額の一定部分については、所得税額に問わず事前に給付を受けられる。
 (備考) 邦貨換算レートは、1カナダドル(C\$) = 77 円、100 ウォン = 6,954 円(裁定外国為替相場、平成 20 年(2008 年)12 月から平成 21 年(2009 年)5 月までの間における実勢相場の平均値)。

税制を活用した給付措置等の国際比較(未定稿)

(2008年7月現在)

オランダ				
制度名	基礎税額控除	勤労税額控除	複合税額控除 ^(注)	追加複合税額控除 ^(注)
制度導入年	2001 年			
導入の目的	2004 年			
対象者 (適用要件)	○ 就労・勤労促進	○ 全ての給与収入者及び自営業者	○ 12歳未満の子供を扶養する、勤労所得額が4,542ユーロ超の雇用者または自営業者	○ 購買力の強化 ○ 就労・勤労促進
	○ 全納税義務者			○ 配偶者がいない、もしくは配偶者よりも勤労所得が低い複合税額控除の適用者
給付の仕組み	算出税額と社会保険料の総額から上記合計額を控除 (給付は行われない)			
執行機関	租税関税総局			
控除税額 (給付額)	○ 夫婦2人の場合、4,148ユーロ (約66.8万円)	○ 夫婦2人の場合、最大1,443ユーロ (約23.2万円)	○ 夫婦2人の場合、112ユーロ (約1.8万円)	○ 746ユーロ(約12.0万円)

(注) オランダの複合税額控除と追加複合税額控除については、2009年1月より統合されることになっている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ＝161円(載定外国為替相場:平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

第 2 各論

1. 個人所得課税

(7) いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保障負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

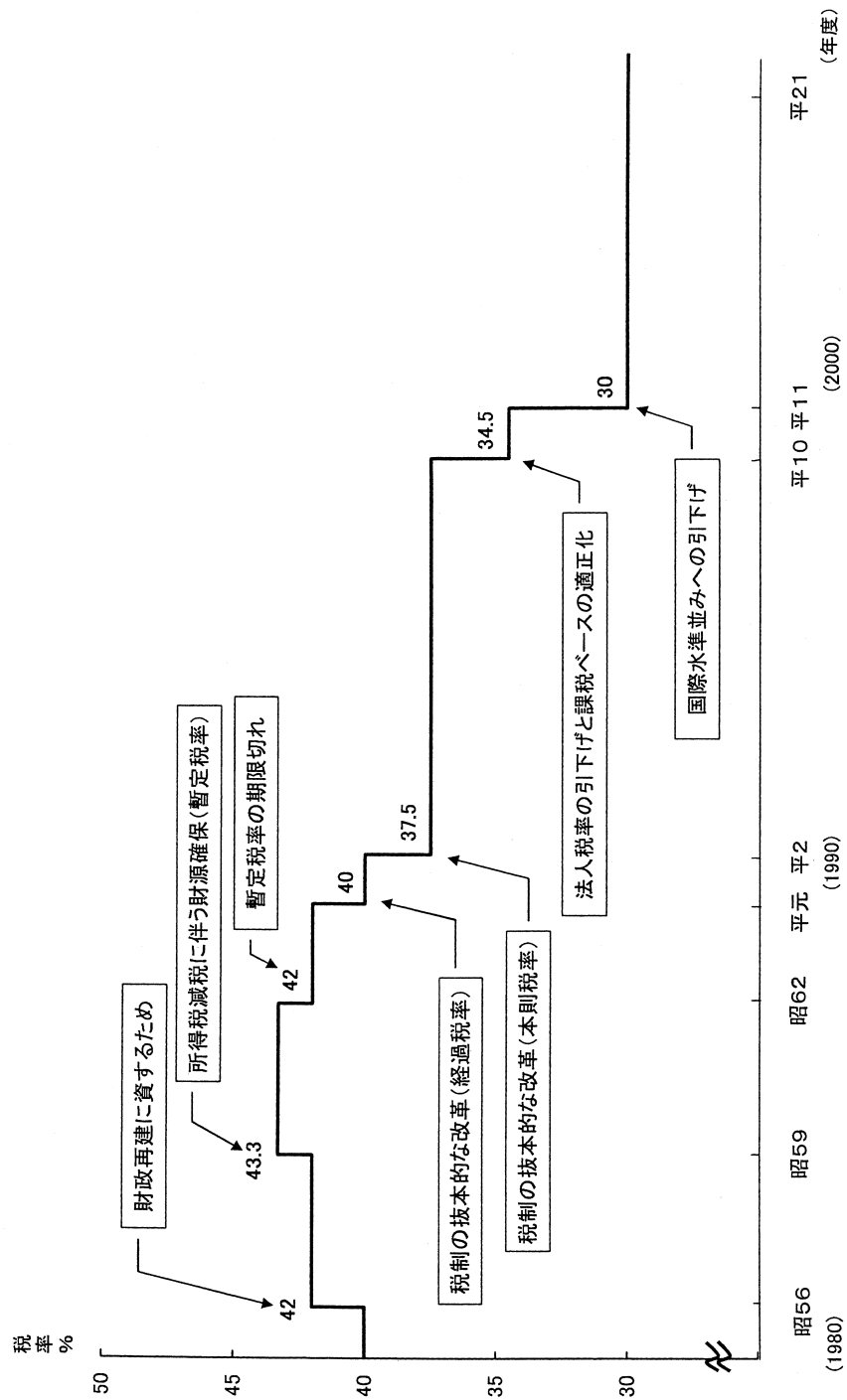
他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえ、必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

近年の主な法人税制改正の動向

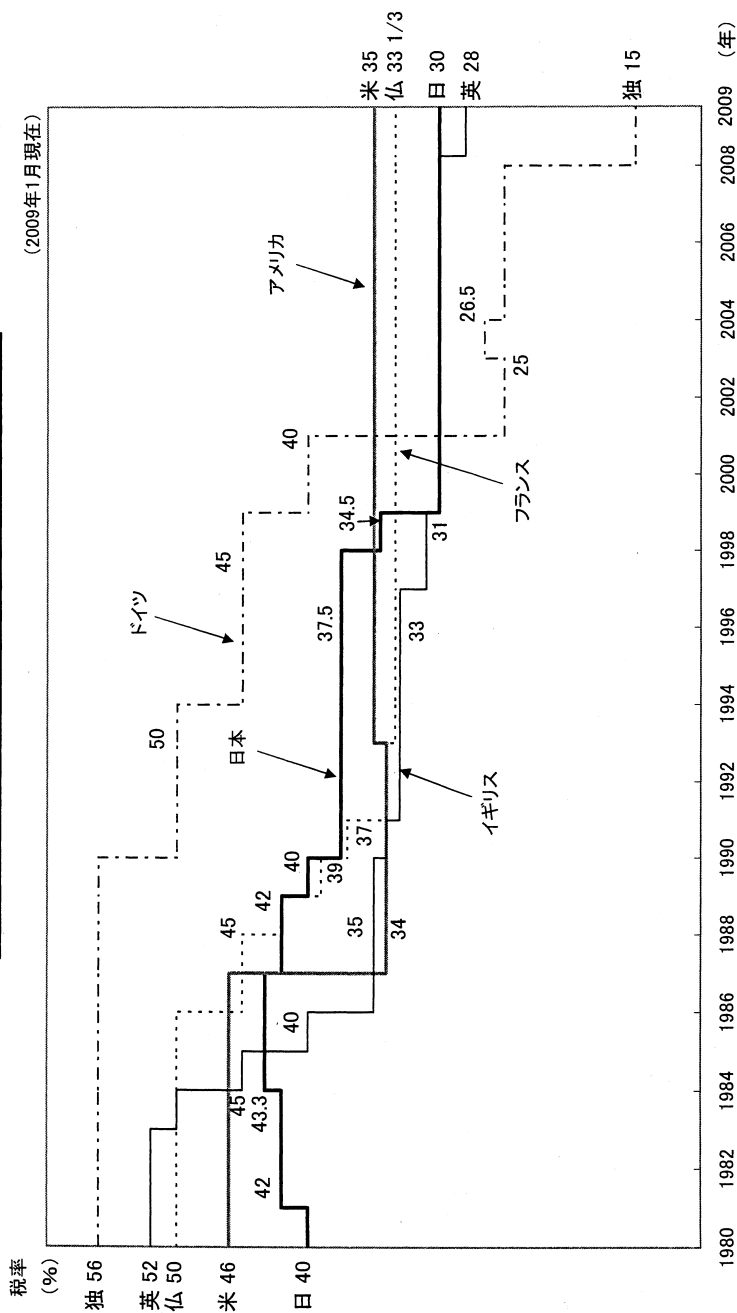
	平成10年度～平成12年度(98年～00年)	平成13年度(01年)	平成14年度(02年)	平成15年度(03年)	平成16年度(04年)	平成17年度(05年)	平成18年度(06年)	平成19年度(07年)	平成20年度(08年)	平成21年度(09年)
法人税率	10法人税率の引下げ 37.5⇒34.5% 11法人税率の引下げ 34.5⇒30%									○中小法人等の軽減税率の引下げ(2年間) 22 ⇒ 18%
法人税改正内容	10適正化(賞与引当金の廃止等、減価償却の見直し等) 11株式交換等に係る課税の特例の創設 12金融商品に対する時価評価等の導入		○適正化(退職給与引当金の廃止、受取配当等の益金不算入制度の見直し等) ○研究開発、設備投資減税の集中・重点化	○研究開発、設備投資減税の集中・重点化	○研究開発、設備投資減税の集中・重点化	○企業再生関係税制の整備	○研究開発税制の見直し等	○減価償却制度の見直し ○中小企業関連税制の充実(同族会社の留保金課税の見直し等)	○研究開発税制の拡充等 ○中小企業関連税制の充実 ○省エネ・新エネルギー設備等の即時償却制度(2年間)の導入 ○中小企業関連税制の充実(中小法人等の欠損金の繰戻し適用の適用停止の廃止等)	○研究開発税制の拡充 ○省エネ・新エネルギー設備等の即時償却制度(2年間)の導入 ○中小企業関連税制の充実(中小法人等の欠損金の繰戻し適用の適用停止の廃止等)
		↑	○企業組織再編税制の創設 ○連結納税制度の創設				○会社法の施行に伴う税制の整備 ○三角合併等に対応した企業組織再編税制の見直し ○信託税制の整備	↑	↑	
関連する制度改正備考	11株式交換・株式移転制度の導入 12金融商品に対する時価評価の導入	○会社分割法制の創設					○会社法の施行 ○会社法対応の企業会計の導入	○信託法の改正	○新しい公益法人制度の施行(20年12月1日)	

(資料③)

法人税率の推移



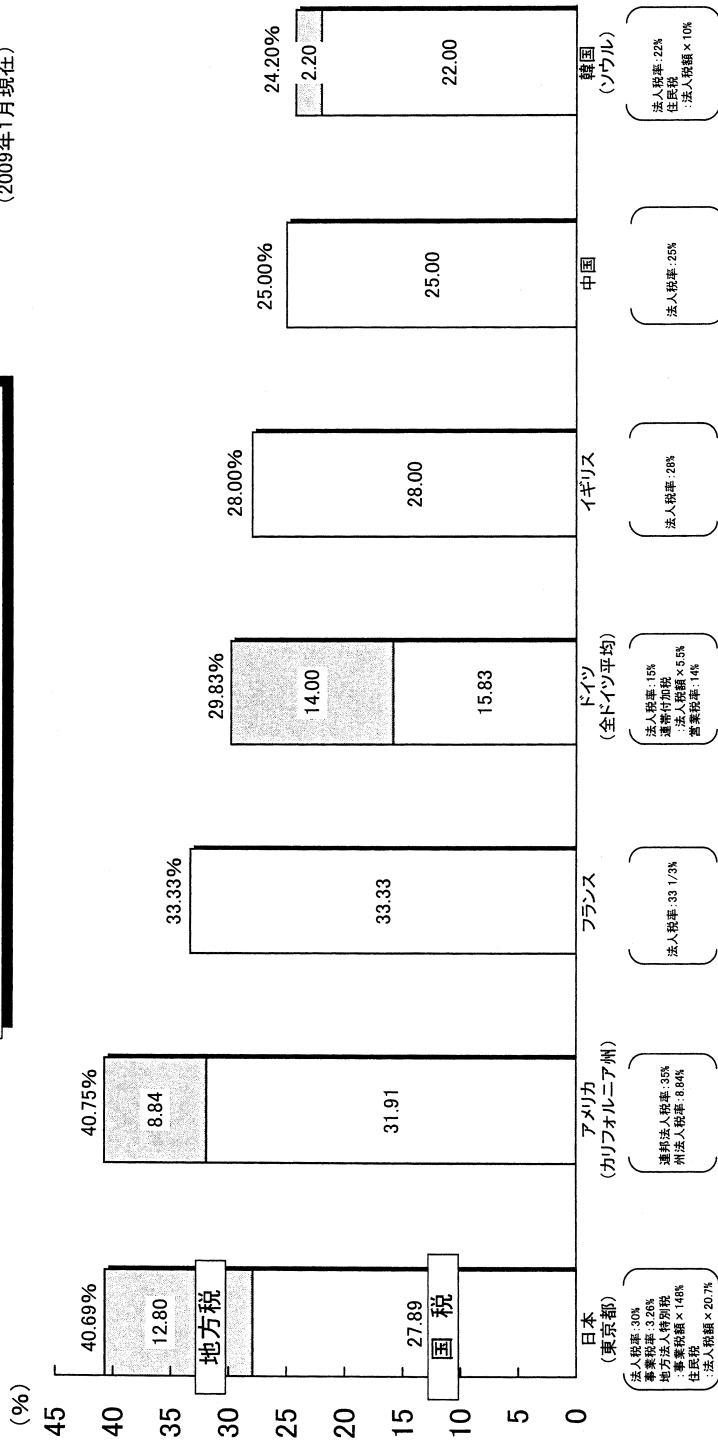
主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



(注1) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。
(注2) 上記は国税について示している。なお、上記のほかに、日本では事業税及び住民税、米国では州法人税、州付加税及び市法人税、ドイツでは連邦附加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。

法人所得課税の実効税率の国際比較

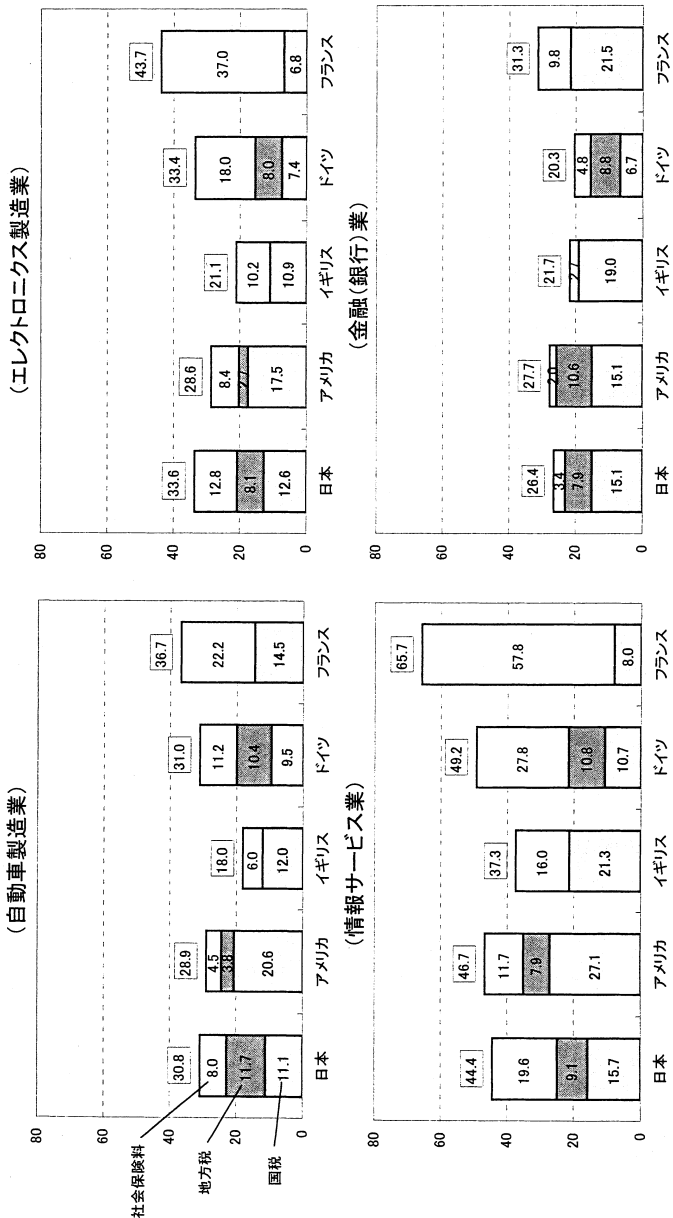
(2009年1月現在)



法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較

未定稿

(2008年7月現在)



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費を推計すると、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.6%となる。

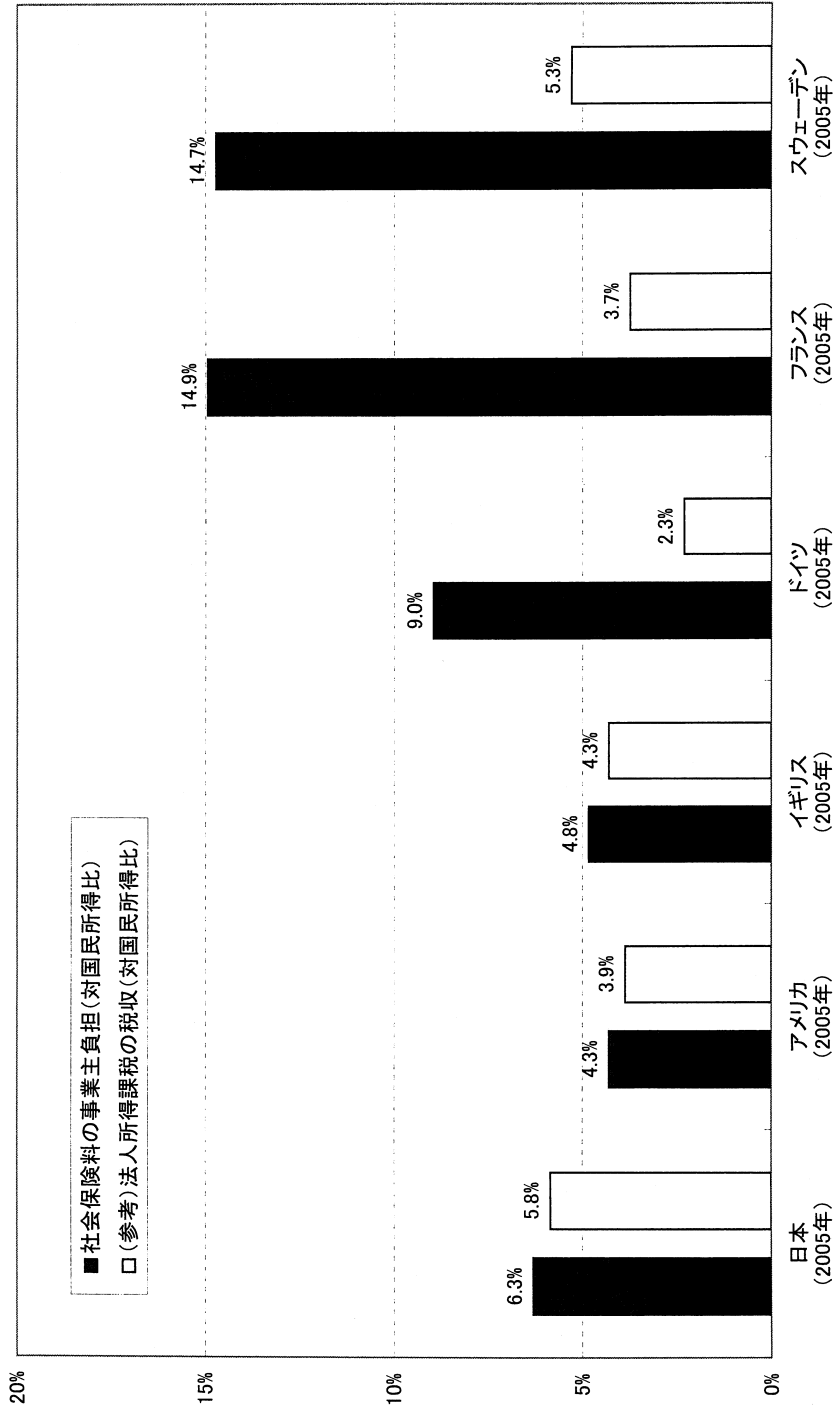
【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が2006年3月時点の制度に基づき試算し、各国におけるその後の制度変更を踏まえて、財務省において2008年7月時点の制度に基づき更新。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保険料負担の「税引前当期利益+社会保険料負担」(総売上から社会保険料負担以外の費用を引いた額)に対する比率を国際比較したものである。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- ニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上げ上位4～5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみなせる一時差異項目(買倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

* 前提条件の置き方によって負担は変わらうため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

(未定稿)

社会保険料事業主負担の国際比較(対国民所得比)



(注) 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2006" 及び同 "National Accounts 1994-2005"

主要国の減価償却方法の概要

償却方法	建物	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
	定額法	定額法	定額法	定額法 (事務所、店舗等) (は償却不可)	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法 (250%定率法)選択 ^(注1) (2007年3月31日以前に取得した資産については、旧定額法・旧定率法選択)	原則定率法 ^(注2) 但し、定額法の選択が可能	定率法	定額法 ^(注3) 但し、2007年末以前に取得された資産については、定率法を選択可能	原則定額法 但し、償却期間が3年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択可能	定額法・定率法選択
償却期間	建物 ^(注4)	21～50年	27.5年又は39年	定額法(3%)で償却 (償却期間が定められていないわけではない)	定額法(3%)で償却 (償却期間が定められていないわけではない)	通常一般に使用される期間	40年 ^(注5)
	機械装置	3～22年	3～20年	定率法(20%)で償却 (償却期間が定められていないわけではない)	3～33年		5年～20年 ^(注5)
償却可能限度額		100% ^(注6)	100%	100%	100% ^(注6)	100%	100%
残存価額		なし (2007年3月31日以前に取得した資産については10%)	なし	なし	なし	なし	なし ^(注7)

(注1) 250%定率法とは、まず、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて、耐用年数経過時点に1円まで償却する制度をいう。

(注2) 耐用年数に応じ200%定率法又は150%定率法が適用される。200%定率法(150%定率法)は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2倍(1.5倍)した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替える制度である。

(注3) 2008年11月に発表された景気対策により、2009年及び2010年中に調達されたものに対しては定率法を選択することができ、但し、その場合の償却率は、定額法の償却率の2.5倍または25%のどちらか低い方を限度とする。

(注4) 建物とは鉄筋コンクリート造の場合。

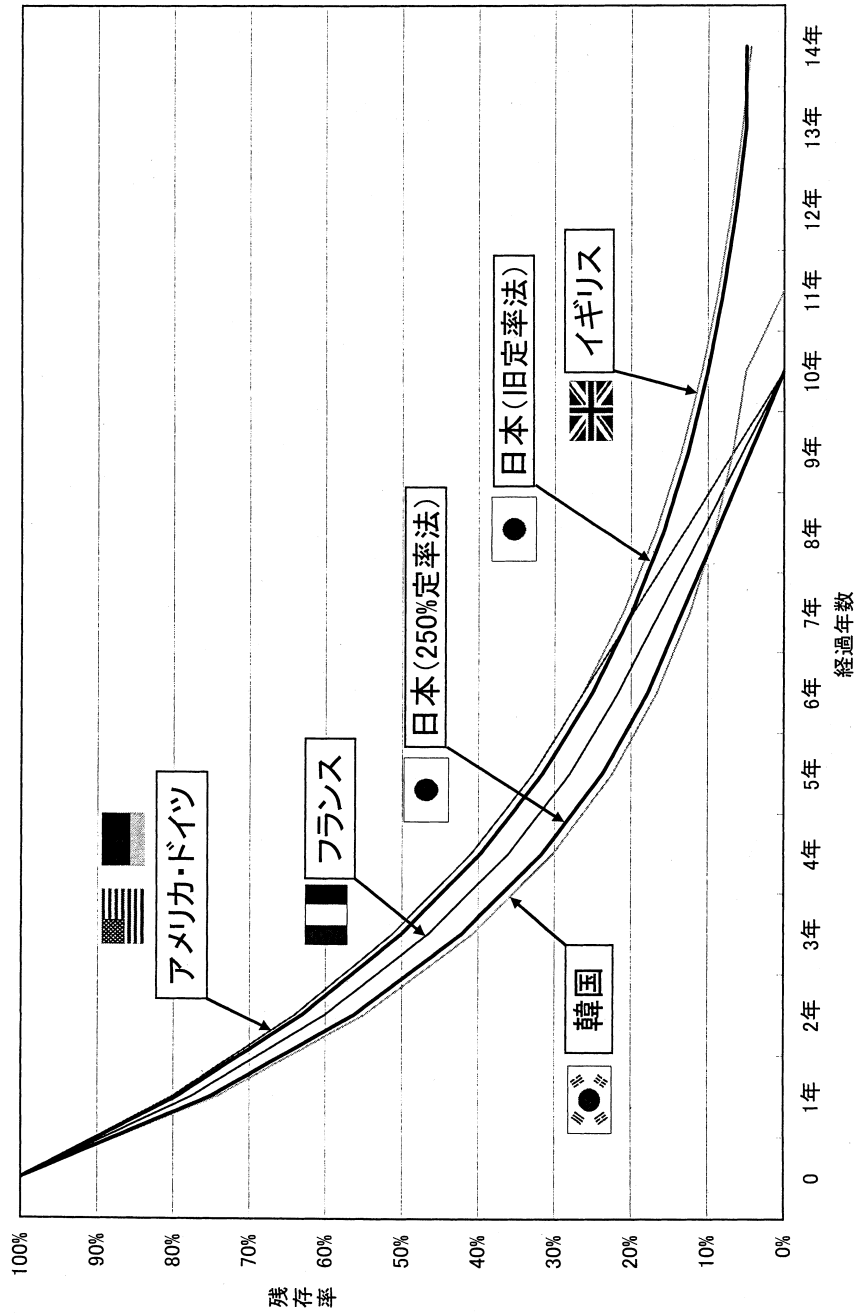
(注5) 納税者が、標準耐用年数の上下25%の範囲内で耐用年数を選択することができる。

(注6) ただし、備忘価額1円(日本)、1ユーロ(ドイツ)。

(注7) 定率法を選択した場合は残存価額を5%として償却する(当該残存価額は耐用年数経過の翌年に償却できる)。

(備考) 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスについては2009年1月現在、韓国については2008年1月現在の税法に基づく。

耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較



租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

(単位：億円程度)				
	減 収 見 込 額	増 収 見 込 額	差	引 計
所 得 税 関 係	▲ 15,820	—	▲	15,820
法 人 税 関 係	▲ 11,380	+ 3,310	▲	8,070
そ の 他	▲ 46,310	+ 18,990	▲	27,320
合 計	▲ 73,510	+ 22,300	▲	51,210

(注1) 上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額（平年度ベース）を試算したものである。
なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少（10億円未満）であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

(注2) 個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

一 所得税関係 【減収見込額 ▲15, 820】		(単位：億円程度)
○ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）	・ ・ ・ ・ ・	▲ 8,560
○ 確定申告を要しない配当所得	・ ・ ・ ・ ・	▲ 3,200
○ 公的年金等控除の最低控除額等の特例	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,710
○ 青色申告特別控除	・ ・ ・ ・ ・	▲ 600
○ 上記以外の減収項目	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,750
二 法人税関係 【減収見込額 ▲11, 380、増収見込額 +3, 310、差引 ▲8, 070】		
○ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）	・ ・ ・ ・ ・	▲ 2,540
○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	・ ・ ・ ・ ・	▲ 2,500
○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,220
○ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（特別法人税の課税の停止）	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,170
○ 中小企業者等の法人税率の特例	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,100
○ 上記以外の減収項目	・ ・ ・ ・ ・	▲ 2,850
○ 交際費等の損金不算入	・ ・ ・ ・ ・	+ 3,310
三 その他 【減収見込額 ▲46, 310、増収見込額 +18, 990、差引 ▲27, 320】		
○ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	・ ・ ・ ・ ・	▲ 35,940
○ 地価税の課税の停止	・ ・ ・ ・ ・	▲ 2,020
○ 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,220
○ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,090
○ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	・ ・ ・ ・ ・	▲ 1,050
○ 上記以外の減収項目	・ ・ ・ ・ ・	▲ 4,990
○ 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例	・ ・ ・ ・ ・	+ 13,570
○ 自動車重量税率の特例	・ ・ ・ ・ ・	+ 5,420
四 合計 【減収見込額 ▲73, 510、増収見込額 +22, 300、差引 ▲51, 210】		

第2回金融・世界経済サミット首脳宣言(抄) (2009年4月2日)

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構(OECD)が発表したことに留意する。

(首脳宣言付属文書) 金融システムの強化に関する宣言(抄)

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAPプロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004年のG20において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構(OECD)が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のような各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- ・ 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関する取引報告の開示義務の強化。
- ・ 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- ・ 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- ・ 租税条約に関する政策の見直し。
- ・ 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- ・ 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

**国際的に合意された税の基準の実施について OECD グローバル・フォーラム
により調査された国・地域に関する進捗報告書 注1 (仮訳)**

2009年9月3日現在 (当初のレポートは4月2日発表)

国際的に合意された税の基準を実施している国・地域			
アルゼンチン オーストラリア バーレーン バルバドス ベルギー バミューダ 英領ヴァージン諸島 カナダ ケイマン諸島注2 中国 注3 キプロス チェコ デンマーク	エストニア フィンランド フランス ドイツ ギリシャ ガーンジー島 ハンガリー アイスランド インド アイルランド マン島 イスラエル イタリア	日本 ジャージー島 韓国 ルクセンブルク マルタ モーリシャス メキシコ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル ロシア	セーシェル スロバキア スロベニア 南アフリカ スペイン スウェーデン トルコ アラブ首長国連邦 イギリス アメリカ 米領ヴァージン諸島

国際的に合意された税の基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域					
国・地域	コミットした年	協定の数	国・地域	コミットした年	協定の数
タックス・ヘイブン 注4					
アンドラ	2009	(0)	モントセラット	2002	(0)
アンギラ	2002	(4)	ナウル	2003	(0)
アンティガ・バーブーダ	2002	(9)	蘭領アンティル	2000	(10)
アルバ	2002	(5)	ニウエ	2002	(0)
バハマ	2002	(1)	パナマ	2002	(0)
ベリーズ	2002	(0)	セントクリストファー・ネーグイス	2002	(2)
クック諸島	2002	(1)	セントルシア	2002	(0)
ドミニカ国	2002	(1)	セントビンセント・グレナディン諸島	2002	(3)
ジブラルタル	2002	(7)	サモア	2002	(0)
グレナダ	2002	(1)	サンマリノ	2000	(2)
リベリア	2007	(0)	タークス・カイコス諸島	2002	(3)
リヒテンシュタイン	2009	(4)	バヌアツ	2003	(0)
マーシャル	2007	(1)			
モナコ	2009	(4)			
その他の金融センター					
オーストリア注5	2009	(2)	マレーシア	2009	(1)
ブルネイ	2009	(6)	フィリピン	2009	(0)
チリ	2009	(0)	シンガポール	2009	(5)
コスタリカ	2009	(0)	スイス注5	2009	(5)
グアテマラ	2009	(0)	ウルグアイ	2009	(1)

国際的に合意された税の基準にコミットしていない国・地域			
国・地域	協定の数	国・地域	協定の数
現在、グローバル・フォーラムによって調査されたすべての国・地域は、国際的に合意された税の基準の実施にコミットしている。			

(注1) OECD 非加盟国と協力して OECD が策定し、2004 年の G20 財務大臣会合 (ベルリン) や 2008 年 10 月の国連国際税務協力専門家委員会によって合意された、国際的に合意された税の基準は、自国の課税の利益や銀行秘密などに関わりなく、国内税法の実施・実行のすべての事項のために要請に応じた情報交換を行うことを要求する。同国際基準はまた、交換された情報の秘密を広く保護することとしている。

(注2) ケイマン諸島は一方的な情報交換を可能にする法律を制定し、それを行う用意ができていたとする 12 の国を特定した。この法律は、OECD によってレビューされているところである。

(注3) 国際基準の実施にコミットした Special Administrative Regions を除く。

(注4) Tax Havens は 1998 年 OECD レポートに基づくタックスヘイブン基準に該当するものと 2000 年の認定されたものの。

(注5) オーストリア、スイスは OECD モデル租税条約第 26 条に付していた留保を撤回し、条約締結相手国に対し、新しい第 26 条を含む条約の交渉に入る意思を示す書面を準備し始めた旨を表明している。

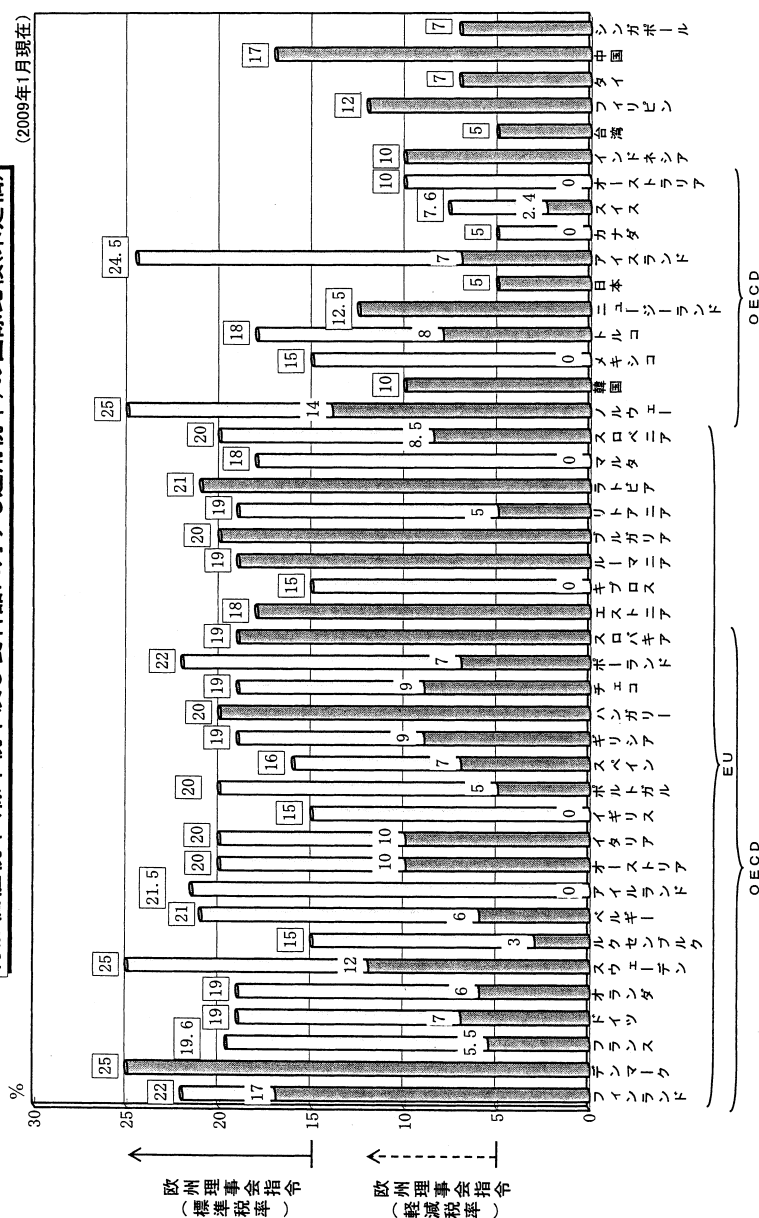
消費税の概要

項 目	制 度 の 概 要								
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物							
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者							
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格							
税 率	4 % (注) 地方消費税 (消費税率 1 %相当) とあわせて税率は 5 %								
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 (4 %) - 仕入税額								
輸 出 免 税	輸出取引等 (貨物の輸出、国際輸送・通信等)								
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等								
中 小 事 業 者 に 対 す る 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度 基準期間 (前々年又は前々事業年度) の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税義務を免除 (資本金が 1,000 万円以上の新設法人の設立当初の 2 年間については、適用されない。)								
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) 第 1 種事業 (卸売業) ----- 9 0 % 第 4 種事業 (その他の事業) ----- 6 0 % 第 2 種事業 (小売業) ----- 8 0 % 第 5 種事業 (サービス業等) ----- 5 0 % 第 3 種事業 (製造業等) ----- 7 0 %								
申 告 ・ 納 付	(1) 国内取引 ① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から 2 か月以内、個人事業者は翌年の 3 月末日までに申告・納付 ② 中間申告								
	<table><tr><td>直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額</td><td>中 間 申 告 ・ 納 付 回 数</td></tr><tr><td>4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下</td><td>年 1 回 (前課税期間の年税額の 1/2)</td></tr><tr><td>4 0 0 万 円 超 4, 8 0 0 万 円 以 下</td><td>年 3 回 (前課税期間の年税額の 1/4 ずつ)</td></tr><tr><td>4, 8 0 0 万 円 超</td><td>年 11 回 (前課税期間の年税額の 1/12 ずつ)</td></tr></table>		直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額	中 間 申 告 ・ 納 付 回 数	4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下	年 1 回 (前課税期間の年税額の 1/2)	4 0 0 万 円 超 4, 8 0 0 万 円 以 下	年 3 回 (前課税期間の年税額の 1/4 ずつ)	4, 8 0 0 万 円 超
直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額	中 間 申 告 ・ 納 付 回 数								
4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下	年 1 回 (前課税期間の年税額の 1/2)								
4 0 0 万 円 超 4, 8 0 0 万 円 以 下	年 3 回 (前課税期間の年税額の 1/4 ずつ)								
4, 8 0 0 万 円 超	年 11 回 (前課税期間の年税額の 1/12 ずつ)								
価 格 表 示	(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付 課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示 (総額表示)								

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行
①税率： 3%		→ 4% 地方消費税創設 (1%)	
②仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式	
③免税点制度：適用上限 3000万円		→ 資本金 1000万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の2年間に限る。	→ 1000万円
④簡易課税制度： ○ 適用上限5億円 ○ みなし仕入率	→ 4億円 → 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 2億円 → 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分	→ 5000万円
⑤限界控除制度： 適用上限 6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止	→ (注) 免税点制度と簡易課税制度 の適用上限については、法人 は17年3月31日決算から、 個人は17年分から適用。
⑥申告納付： 中間納付と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	→ 中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 〔 中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回 〕	→ 中間申告の基準年税額の引下げ 〔 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回 〕	→ 中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) 〔 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 4,800万円以下 年3回 4,800万円超 年11回 〕
⑦価格表示：			→ 総額表示を義務付け
⑧使途：			→ 【平成11年度予算～】 → 福祉目的化

(2009年1月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。

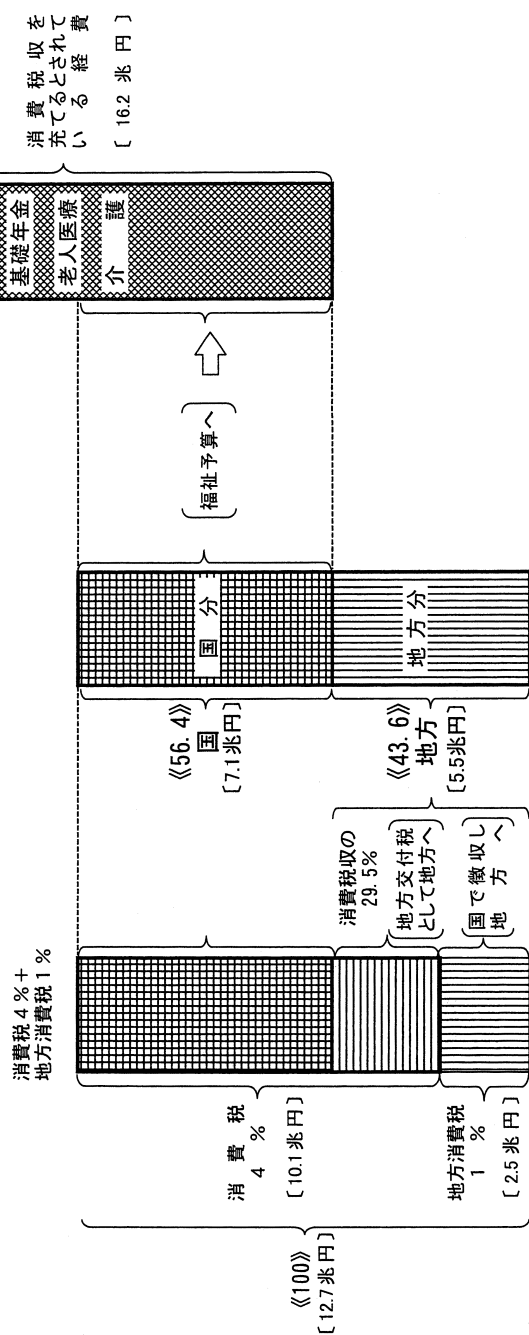
1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
2. イギリスにおいては、2008年12月から2009年3月の間の臨時増徴として、標準税率は従来の17.5%から15%に引き下げられている。
3. カナダにおいては、通常の財貨、サービスに付加価値税の他に、ほとんどの州で小売売上税が課される。(例：オンタリオ州 8%)
4. アメリカは、州、郡、市により売上税が課されている。(例：ニューヨーク市 8.375%)
5. アフリカ、中東、島嶼国に属する開発途上国である。なお、経済税率が適用される食料品の範囲は各国ごとと異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工生産物など一部の食料品については上記以外の取扱いとなる場合がある。
6. 欧州理事会は、食料品税率について上記以外の取扱いと定めている。ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は適用される場合がある。また、未加工生産物など一部の食料品については上記以外の取扱いとなる場合がある。

(出所) IBFD“European Taxation Database”、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲（基礎年金、老人医療、介護）を予算総則に規定（平成11年度予算～）

(平成21年度予算)



揮発油税等の平成21年度税収の内訳

(単位：億円)

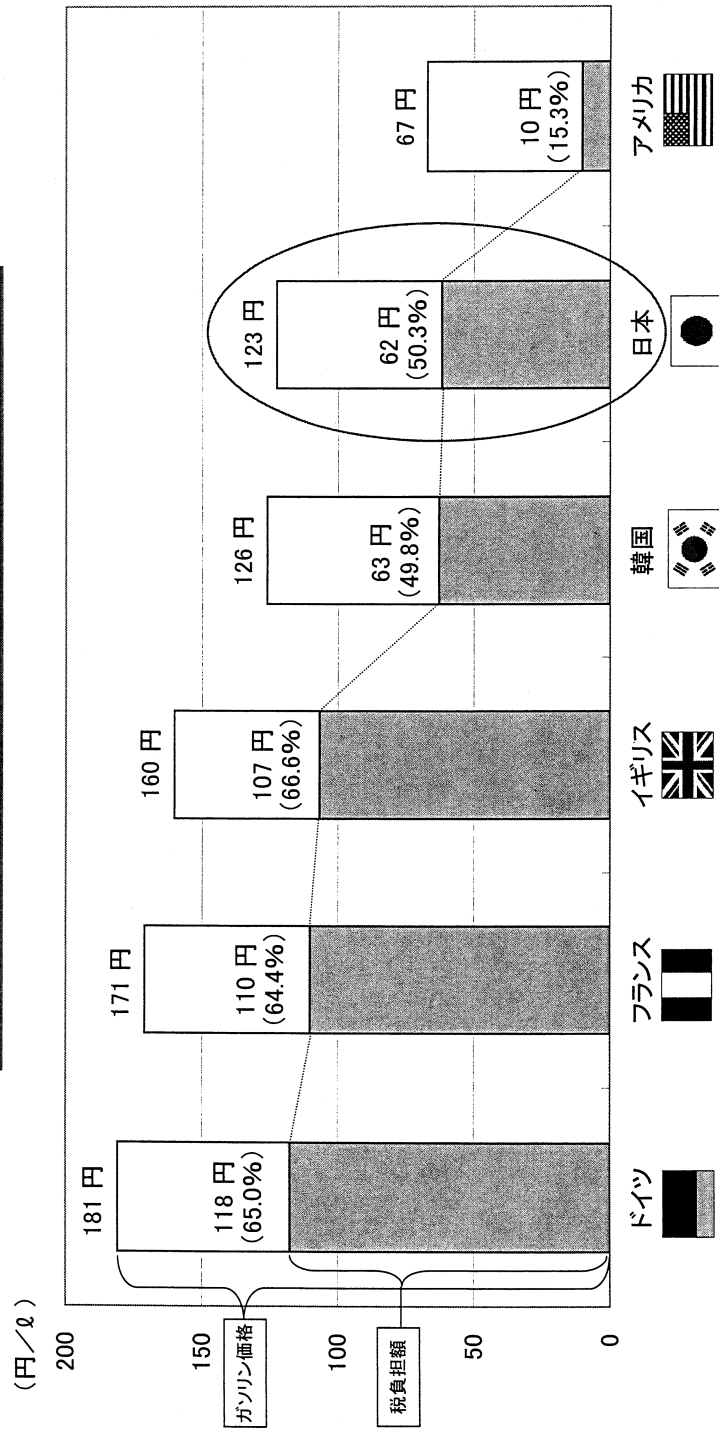
税 目	21年度	本則税率相当		暫定上乗せ分相当
揮発油税	26,280	13,140		13,140
石油ガス税	130	130		—
自動車重量税	6,460	2,849		3,611
計	32,870	16,119		16,751
地方揮発油譲与税	2,812	2,379		433
石油ガス譲与税	133	133		—
自動車重量譲与税	3,300	1,455		1,845
自動車取得税	2,533	1,698		835
軽油引取税	9,277	4,335		4,942
計	18,055	10,000		8,055
合 計	50,925	26,119		24,806

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

(資料④)

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較



(注1) 英、独、仏、米は2009年6月時点IEA調べ。日本は2009年6月29日、石油情報センター調べ。韓国は2009年6月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル＝約97円、1ポンド＝約158円、1ユーロ＝約135円、100ウォン＝約8円 (2009年6月の為替レート、Bloomberg)

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)
(OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes”)

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年(億ドル)

課 税 対 象	日 本
エネルギー物品(Energy products)	485
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税

- 石油石炭税

- 電源開発促進税

- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

(Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年

	GDP比 (% of GDP)			税 収	
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段
デンマーク	4. 8	2. 5	1. 9	117	61
オランダ	3. 6	1. 9	1. 3	216	117
フィンランド	3. 3	1. 9	1. 2	61	37
イタリア	3. 0	2. 2	0. 4	513	379
イギリス	2. 6	2. 0	0. 5	564	443
ドイツ	2. 5	2. 2	0. 4	697	601
フランス	2. 1	1. 6	0. 2	442	334
日本	1. 7	1. 1	0. 6	776	485
カナダ	1. 2	1. 0	0. 2	125	99
アメリカ	0. 9	0. 6	0. 3	1,056	694
OECD 平均	1. 8	1. 3	0. 4		

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など	
・1990年	フィンランド いわゆる炭素税 (Additional duty) 導入
・1991年	スウェーデン 二酸化炭素税 (CO2 tax) 導入
	ノルウェー 二酸化炭素税 (CO2 tax) 導入
1992年 気候変動枠組条約採択(1994年3月発効)、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)	
・1992年	デンマーク 二酸化炭素税 (CO2 tax) 導入
	オランダ 一般燃料税 (General fuel tax) 導入
・1993年	イギリス 炭化水素油税 (Hydrocarbon oil duty) の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ 規制エネルギー税 (Regulatory energy tax) 導入
1997年 京都議定書採択(2005年2月発効)	
・1999年	ドイツ 鉱油税 (Mineral oil tax) の段階的引上げ(～2003年)、電気税 (Electricity tax) 導入
	イタリア 鉱油税 (Excises on mineral oils) の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス 気候変動税 (Climate change levy) 導入
<参考> 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 ・各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定	
・2004年	オランダ 一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてののみ燃料税として存続 (Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税 (Energy tax) に改組
・2006年	ドイツ 鉱油税をエネルギー税 (Energy tax) に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス 石炭税 (Coal tax) 導入

(出典) 各国政府及びOECD資料

最近における相続税の主な改正

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)					
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	同 左
基礎控除等	[相続時精算課税 制度の創設]				
年分(度)	昭和58年	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年
地価公示	100 → 157.1	→ 336.8	→ 244.1	→ 80.7	→ 75.2
課税割合	5.3% → 7.9%	→ 6.8%	→ 6.0%	→ 4.5%	→ 4.2%
負担割合	14.3% → 17.4%	→ 22.2%	→ 16.6%	→ 12.1%	→ 11.9%
相続税収	7,861億円(2.4%)	→ 17,791億円(3.8%)	→ 25,830億円(4.3%)	→ 29,377億円(5.4%)	→ 14,529億円(3.3%)
					→ 15,220億円(3.3%)

平成21年度改正
非上場株式等に係る
納税猶予制度の創設

(参 考)
平成21年

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。
(注2) 相続税収は各年度の税収であり、()内は国税収入(一般会計)に占める割合である。
(注3) 地価公示は、三大都市圏(商業地)の昭和58年を100とした場合の指数である。
(注4) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。
(注5) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

納税者番号制度のしくみ

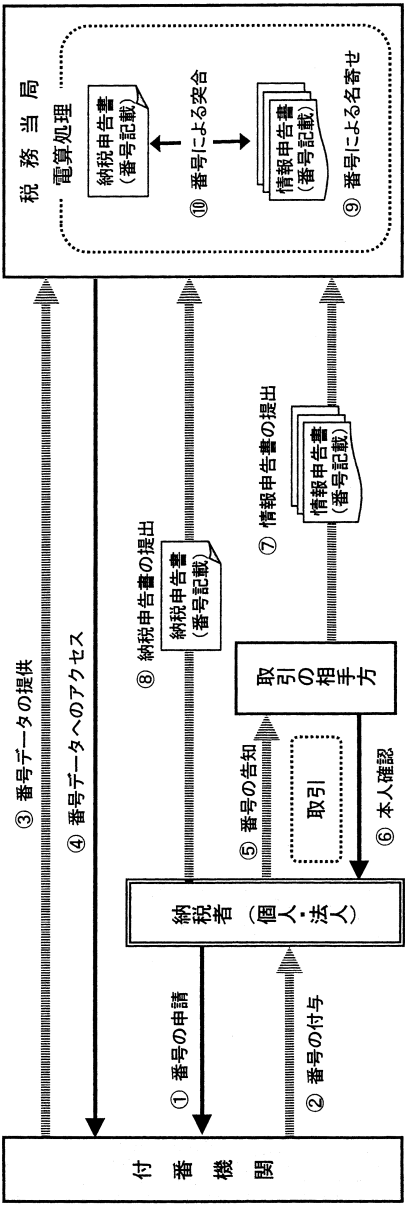
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

主要論点

制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経路取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求めるかが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経路取引への影響等にも配慮する必要がある。

納税者番号として求められる基礎的条件

納税者番号に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが考えられる。加えて、受益を伴う行政分野で活用されるなど、国民がその活用にメリットを感じられるものであることが望ましいという指摘も多い。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

(2009年7月現在)

	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (2007年現在) ^(注3)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保険 番号を活用	イギリス (9桁)	税務(一部) ^(注1) 、社会保険、年金 等	非公表	6,089万人	雇用年金省	社会保険法	1961年
	アメリカ (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙等	約1,400万人 (累計数)	3億407万人	歳入関税庁	社会保険法	1962年
	カナダ (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,161万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国 (13桁)	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	ノルウェー (11桁)	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
税務番号	オランダ (9桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	1,636万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 ^(注4)
	イタリア (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注2)	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ (11桁)	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

(注2) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注3) カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。

(注4) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保険番号として、税務・社会保険目的で利用されていた(財務省所管)。

主要国における法定資料制度の概要(個人)

未定稿

		(2009年7月現在)				
		日 本	ア メ リ カ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ	金融所得					
	・ 利子	×	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
ロ	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
I	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	×	×
	海外送金	○	○	×	×	×
ス	金融資産					
ト	・ 預貯金口座開設	×	×	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
ッ	不動産	×	×	×	×	×
ク	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報は、税務当局も利用することができるとされている。
4. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
5. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的の一部用いられている。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

1 地方財政の現状

資料①	地方財政の現状	58
資料②	地方の借入金残高の推移	59
資料③	市町村合併の進展状況	60
資料④	地方一般歳出（決算ベース）の削減状況	61
資料⑤	地方の総人件費の抑制	62

2 地方税体系の現状

資料⑥	国税・地方税の税収内訳（平成21年度予算・地方財政計画額）	63
資料⑦	地方税収の推移	64
資料⑧	主要税目（地方税）の税収の推移	65
資料⑨	国・地方の税源配分について（平成19年度）	66
資料⑩	人口1人当たりの税収額の指数（平成20年度決算見込）	67
資料⑪	地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）	68
資料⑫	地方消費税の現状等について	69
資料⑬	社会保障関係費に関する地方負担額等の将来推計	70

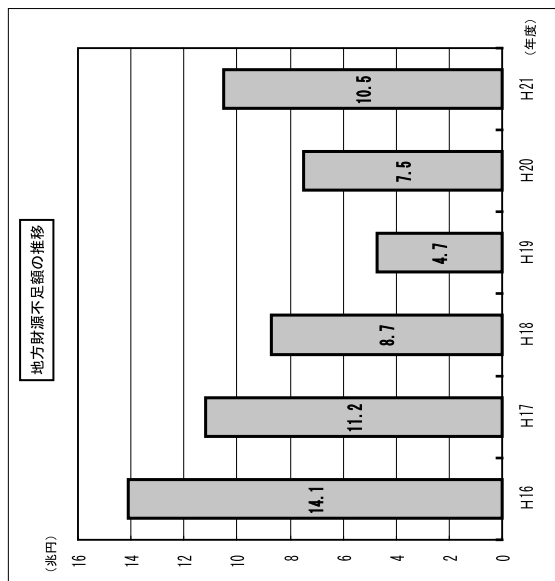
3 その他

資料⑭	旧道路特定財源の現状（地方分）	71
資料⑮—1	地方道路特定財源の一般財源化の内容①	72
資料⑮—2	地方道路特定財源の一般財源化の内容②	73
資料⑯—1	自動車取得税の時限的軽減措置の概要	74
資料⑯—2	自動車取得税の時限的軽減措置（平成21年度～平成23年度）	75
資料⑰—1	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度	76
資料⑰—2	公的年金からの特別徴収 広報リーフレット	77
資料⑱—1	地方税の電子化	78
資料⑱—2	地方税の電子化のスケジュール	79

地方財政の現状

1 大幅な地方財源不足と高い地方債依存度

- 地方財源不足額・・・▲10兆4,664億円(平成21年度)



- 地方債依存度・・・14.3%(平成21年度)

2 多額の借入金残高

- 地方の借入金残高・・・197兆円
(平成21年度末見込み:対GDP比38.6%)
- うち平成21年度末の交付税特別会計借入金残高
33.6兆円
(参考:平成20年度末＝33.6兆円)

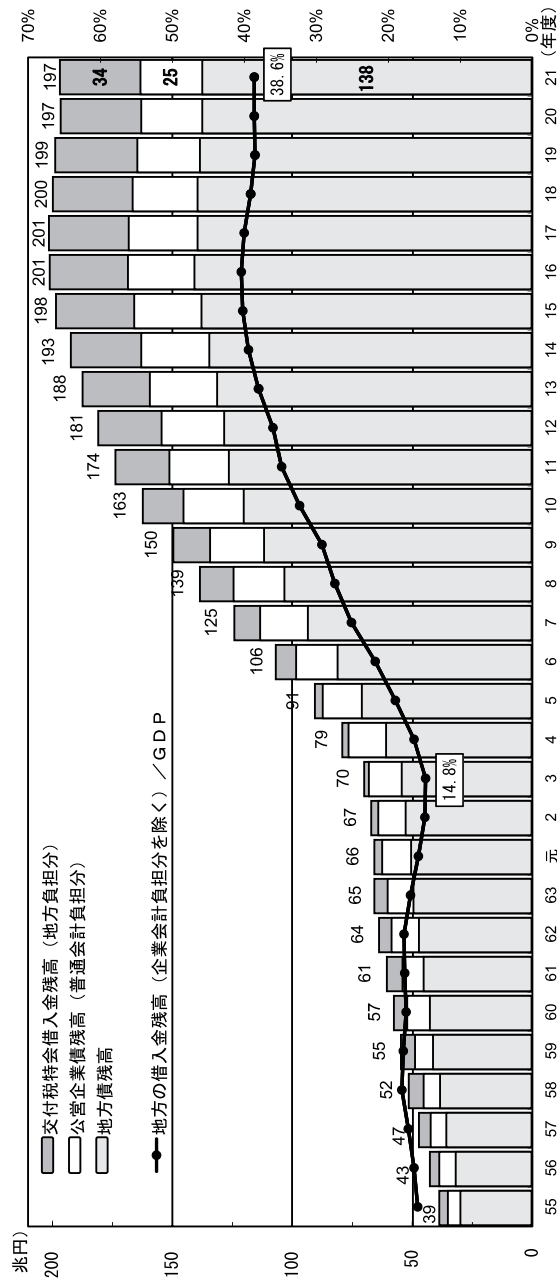
3 個別地方団体の財政硬直化

- 財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも10年前に比べて悪化し、硬直化が懸念される状況

(全地方団体合計)	平成9年度	平成19年度
・経常収支比率	87.4%	→ 93.4%(+6.0)
・公債費負担比率	15.2%	→ 19.1%(+3.9)
・起債制限比率	10.4%	→ 11.2%(+0.8)

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、21年度末見込で197兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
(公営企業債(企業会計負担分)をあわせれば227兆円)



(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公営企業債残高	12	13	14	15	16	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日

3232

▲1479

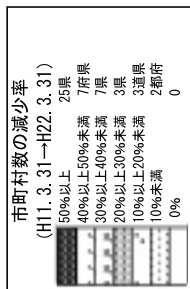
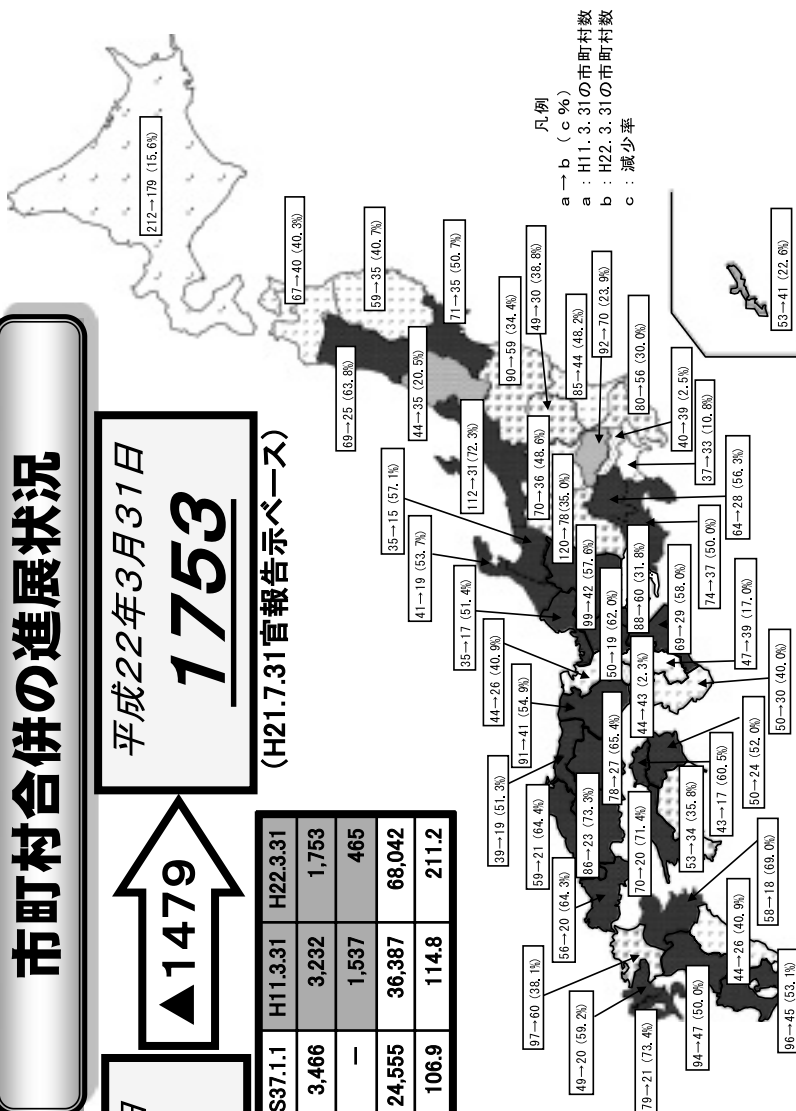
平成22年3月31日

1753

(H21.7.31官報告示ベース)

市町村数	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31
人口1万人未満	—	—	3,232	1,753
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	68,042
平均面積(k㎡)	37.5	106.9	114.8	211.2

	合併 件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
現行法下	44 (113)	69
計	625 (2,104)	1,479

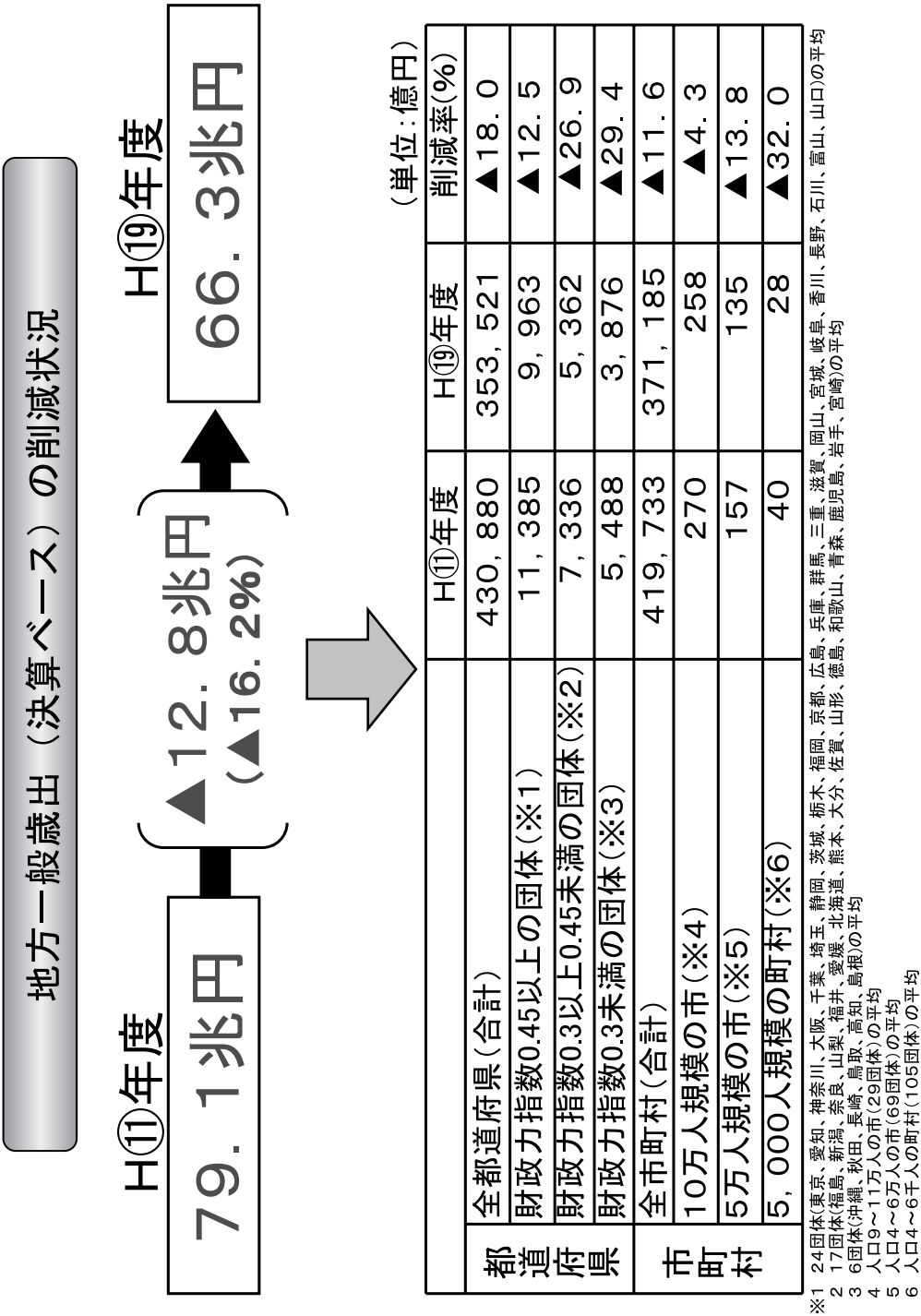


現行合併特例法に基づく
更なる市町村合併の推進
合併市町村に対する
着実な支援

○進捗状況は地域ごとに差異

○人口1万人未満の市町村も465存在

○市町村合併は相当程度進展



地方の総人件費の抑制

地方の総人件費改革について、基本方針2006に沿ってこれまでに改革を実施

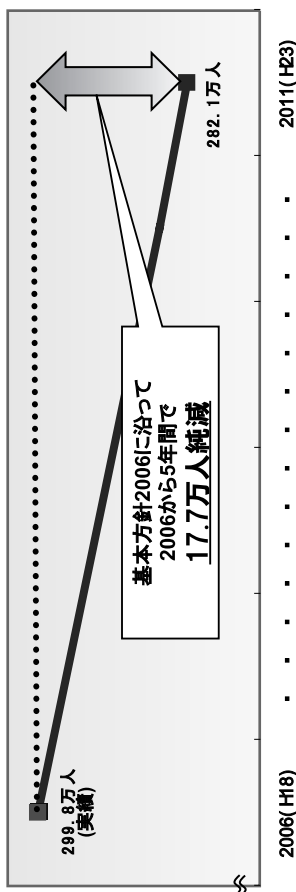
【地方公務員数】

過去5年間で
(2001－2006)

17.4万人純減(実績)
(全会計ベース)

2006－2011地方公務員数(全会計ベース)

※各年4月1日現在

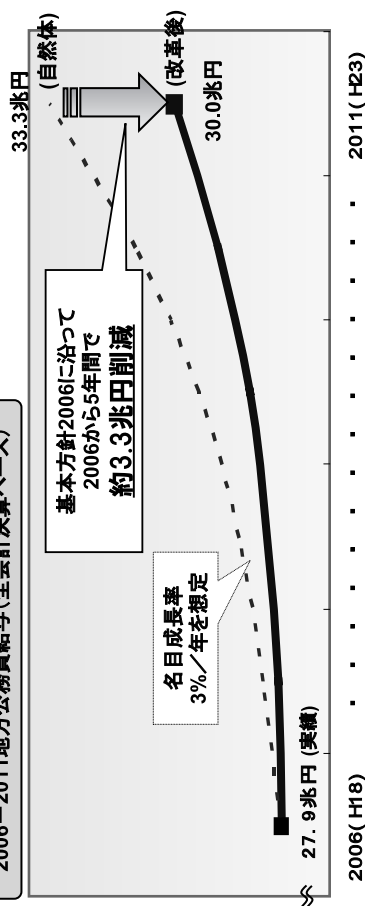


【地方公務員給与】

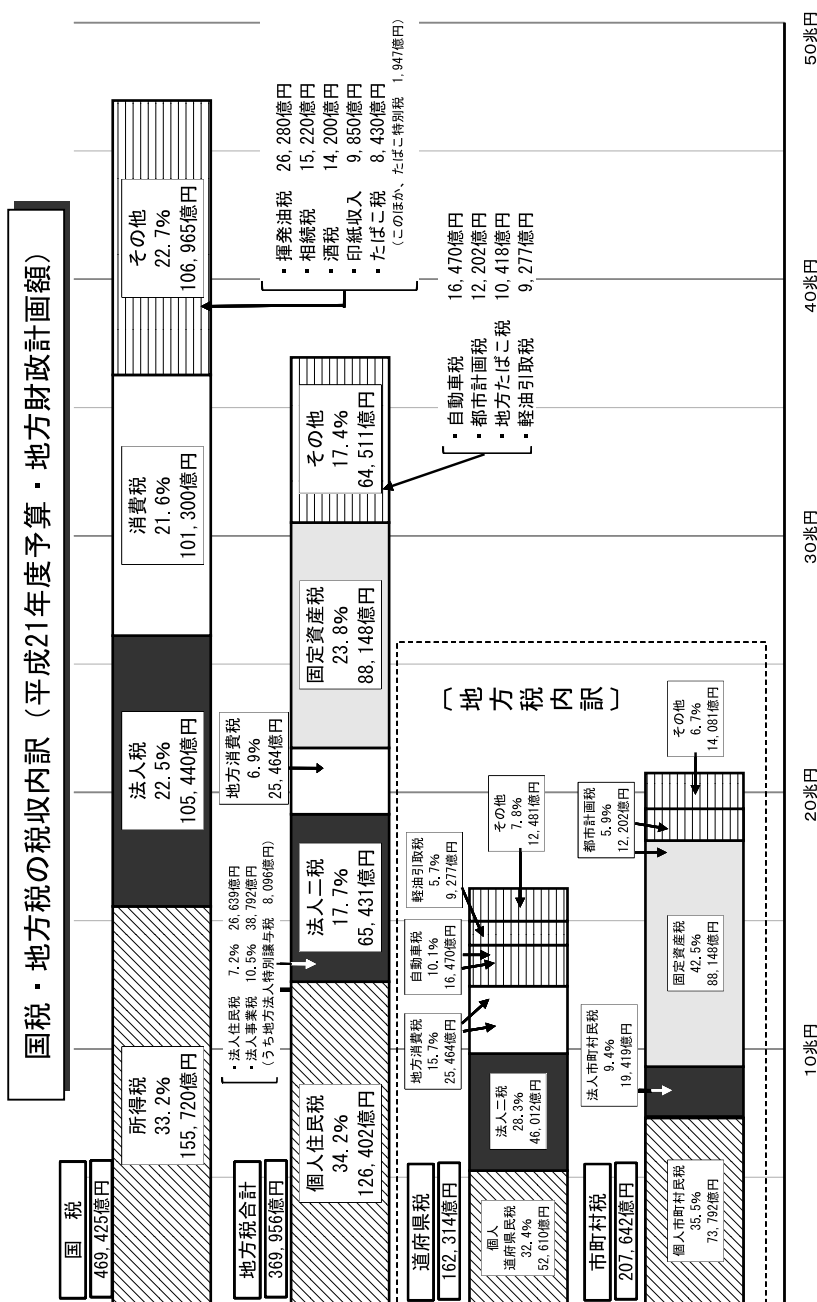
過去5年間で
(2001－2006)

2.2兆円削減(実績)
(全会計ベース)

2006－2011地方公務員給与(全会計決算ベース)

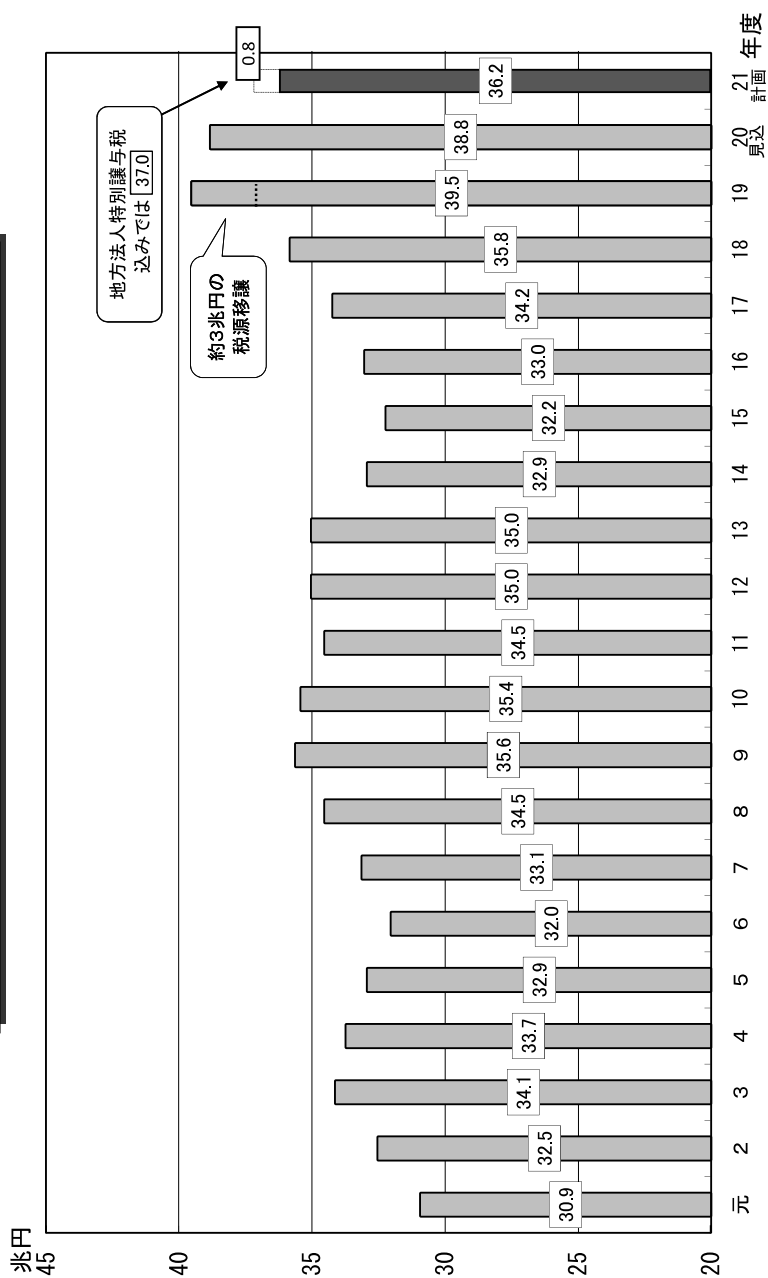


※人件費削減額3.3兆円は、基本方針2006に基づく削減額2.4兆円に給与構造改革による削減額0.6兆円と公営企業等職員の削減見込額0.3兆円を加えたものである(退職手当の増減を除く)



(注) 1 各税目の％は、それぞれの合計を100％とした場合の構成比である。
2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、地方財政計画額(超過課税及び法定外税を除く)である。
3 国税は地方法人特別税をいた額、地方税は地方法人特別譲与税を法人事業税に加えた額である。

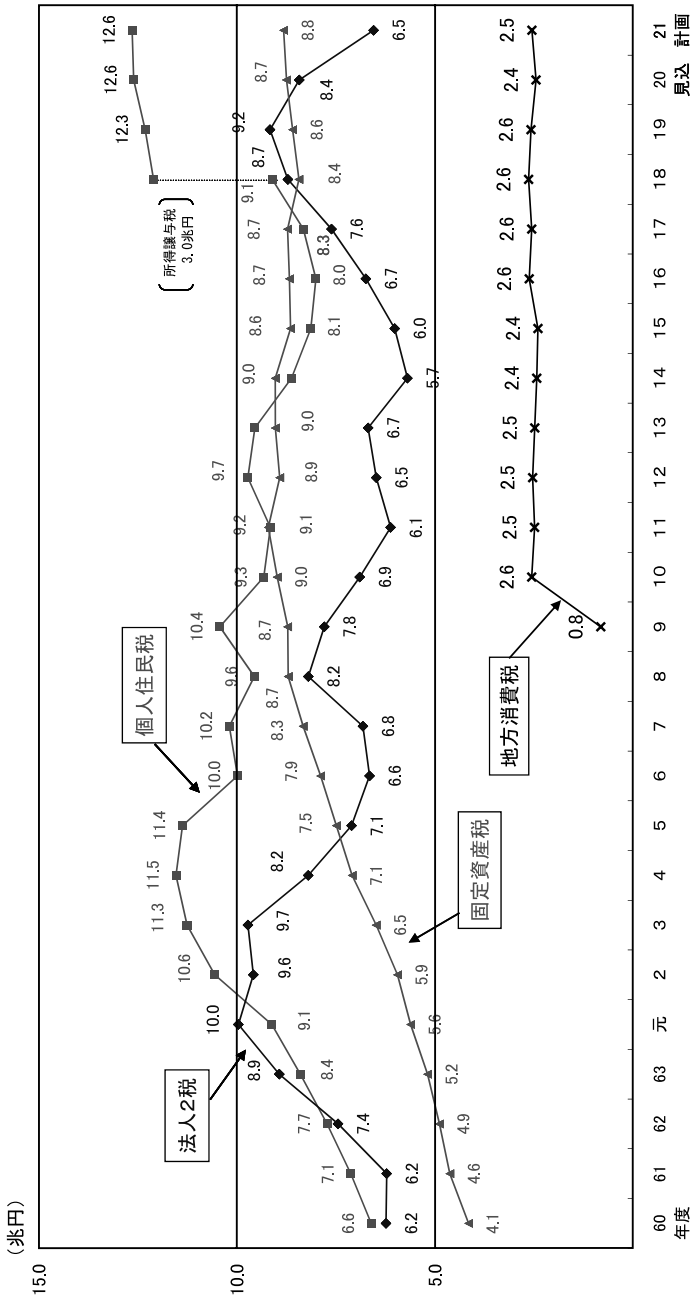
地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。

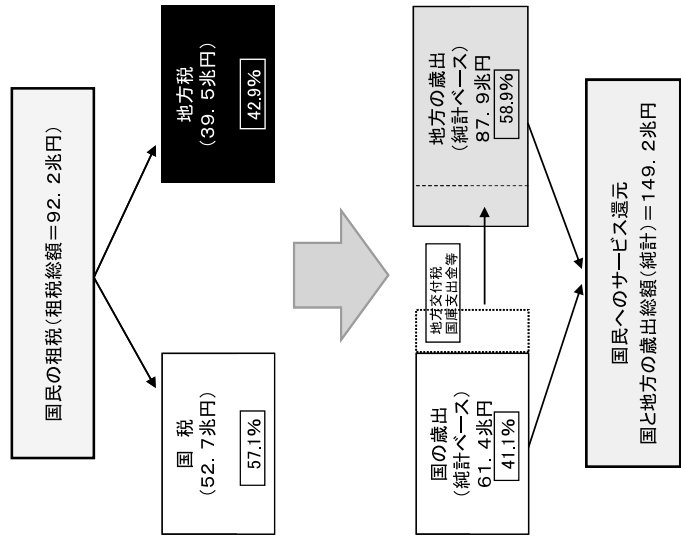
(注2) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

主要税目（地方税）の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
2 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

国・地方の税源配分について(平成19年度)



◎税源配分の推移

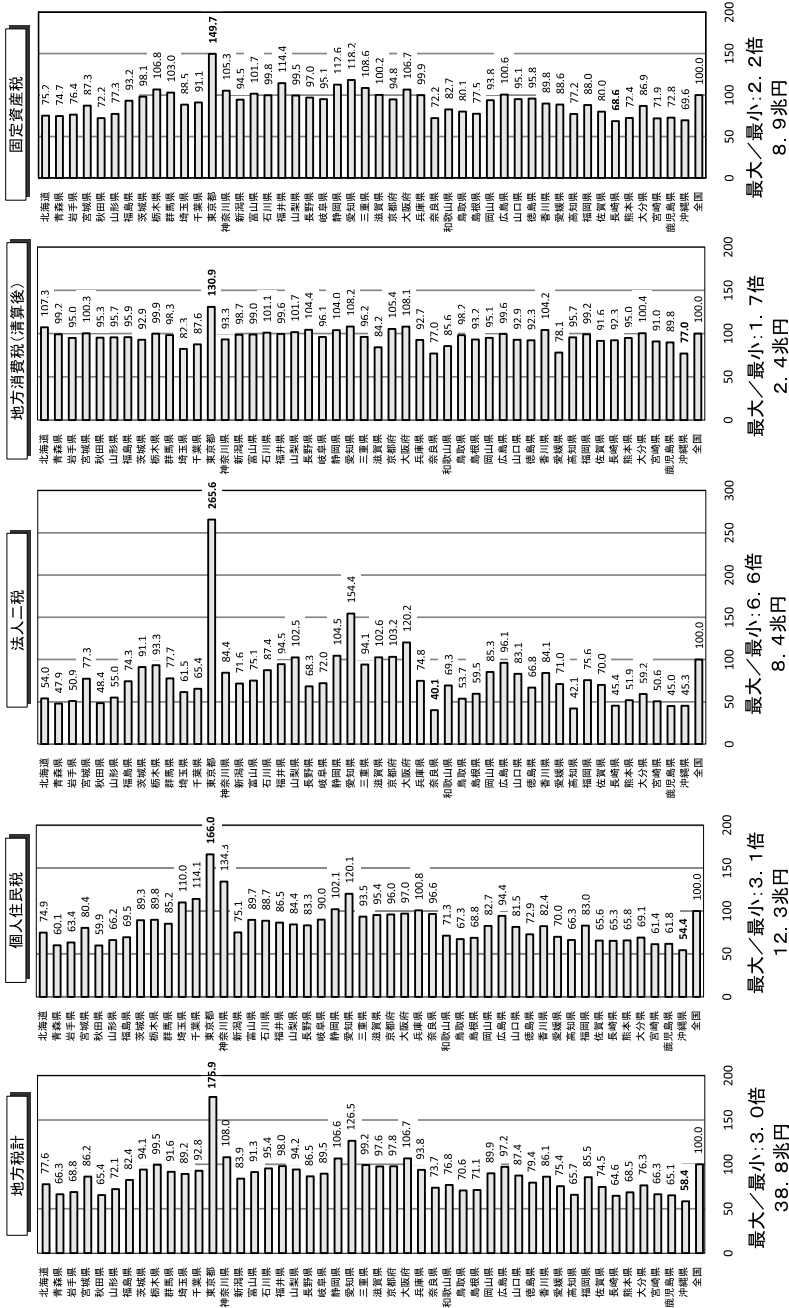
年度	租税総額	国 税	地方 税
H17	86.5兆円	52.3兆円 [60.5%]	34.2兆円 [39.5%]
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]
H20見込	84.6兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.8兆円 [45.9%]
H21計画	83.9兆円	46.9兆円 [55.9%]	37.0兆円 [44.1%]

(注)地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

(注)現在精査中であり、異動する可能性がある。
(注)地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算見込)

(全国平均を100とした場合)



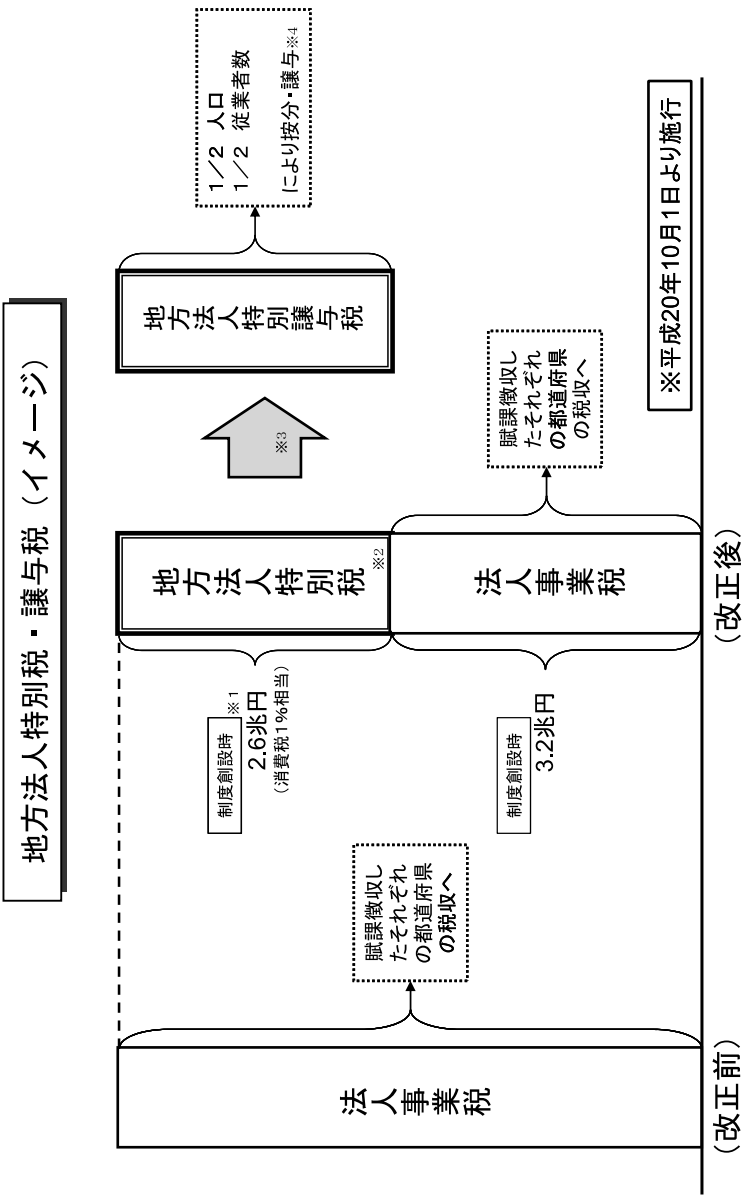
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 税収額は、超過課税分及び法定外税を除いたものである。

(注2) 個人住民税は、個人道府県長税(均等割及び所得割)及び個人市町村長税(均等割及び所得割)の合計額である。

(注3) 固定資産税は、道府県分及び交付金を含む。

(注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。



※1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成21年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.7兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。

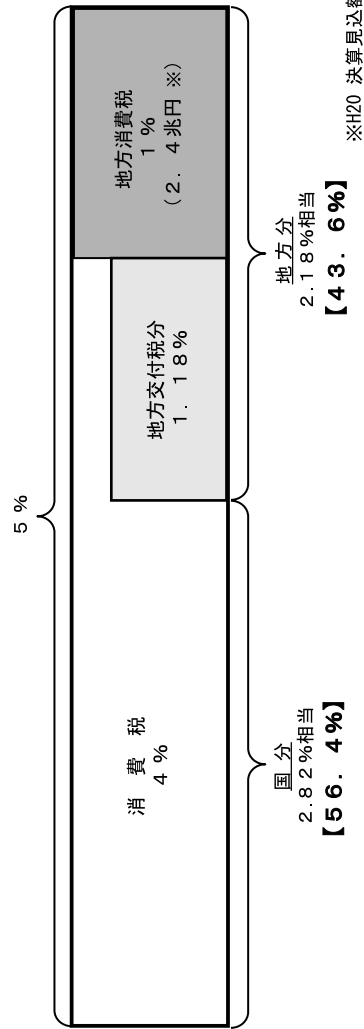
※2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

※3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。

※4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方消費税の現状等について

現状



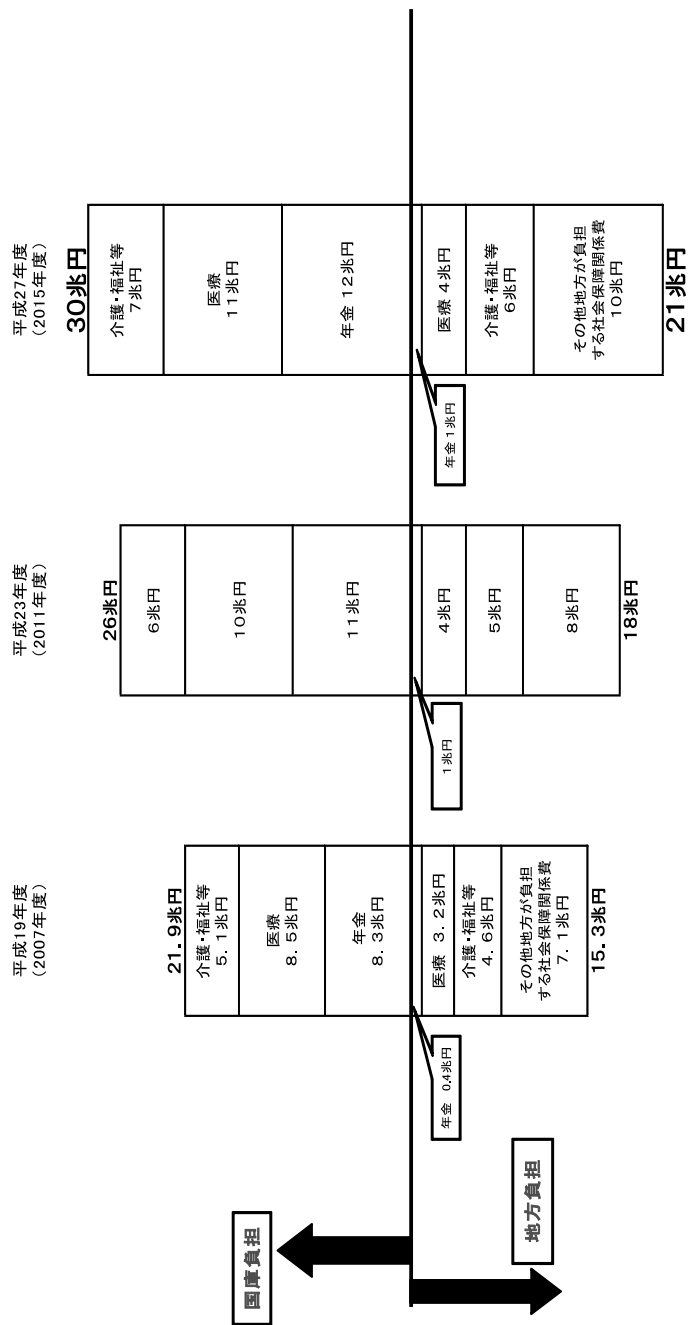
参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査（決算運搬ベース）に基づいて推計。
※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。

旧道路特定財源の現状(地方分)

税 目 等		税 率	財源の帰属先	交付・譲与 の基準	21年度 (結算歳末は暫定工業セ分)	うち都道府県 【含む政令市特例分】	うち市町村
地 方 税	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	都道府県(政令市※)	—	(4,942) 9,277	(4,942) 9,277	—
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	都道府県(政令市※) 市町村 70%	(市町村への交付) 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(935) 2,533	(280) 849	(555) 1,684
地 方 譲 与 税	地方揮発油譲与税 (地方揮発油税の収入額の全額)	<地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	都道府県(政令市※)58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(433) 2,812	(251) 1,631	(182) 1,181
	石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	都道府県(政令市※)	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(—) 133	(—) 133	—
	自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	<自動車重量税> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(1,945) 3,300	—	(1,845) 3,300
合 計					(8,055) 18,055	(5,473) 11,890	(2,582) 6,165

※ 政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の面積、自動車取得税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の延長及び面積に応じて配分されている。

(注1)平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2)地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3)計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

(注4)交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・普通自動車道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の4月1日現在である。

(注5)交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種類別による補正が行われている。

地方道路特定財源の一般財源化の内容①

(軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税)

論	点	現行制度の概要	一般財源化の内容
税の性格		○ 軽油引取税・自動車取得税は、道路のための目的税として課税 (国税である地方道路税も道路のための目的税として課税)	○ 目的税から普通税に移行
	地方税	○ 軽油引取税・自動車取得税は、「道路に関する費用に充てる」ものと用途を制限	○ 用途制限を廃止
用途制限	譲与税	○ 地方道路譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税は、「道路に関する費用に充てる」ものと用途を制限	○ 用途制限を廃止 (※ 地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称を変更)
	課税の根拠・趣旨	○ 軽油引取税・自動車取得税は、道路に関する費用に充てるため課税(受益者負担金的性格・道路損傷負担金的性格) (地方道路税は、地方の道路に関する費用に充てる財源を譲与するため課税)	○ 道路等の行政サービスから得る受益に着目するとともに環境への配慮の必要性を考慮

地方道路特定財源の一般財源化の内容②

(軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税)

論 点	現行制度の概要	一般財源化の内容
税率水準	○ 主として地方の道路整備の必要性、状況を勘案して、本則税率に暫定上乘せ(消費抑制、環境保全等も勘案)	○ 地球温暖化問題への国際的な取組み ○ 地方の道路整備の必要性 ○ 国・地方の厳しい財政状況 ⇒ 今後の税制抜本改革時までの間、 現行の税率水準を維持
交付・譲与の基準	○ 道路に関する需要に応じて配分 ※ 道路の延長、面積を基準に交付・譲与(軽油引取税については、道路の面積を基準)	○ 道路等の行政サービスの供給に応じて配分 ⇒ 現行の基準を維持
免税制度 (軽油引取税)	○ 道路使用に直接関連しないと認められるものについて課税を免除(地方税法本則)	○ 全ての使用が課税対象となるのが基本的な原則 ○ 石油化学製品の原料となる軽油については本則による措置 その他の軽油については附則による3年間の措置として存続

自動車取得税の時限的軽減措置の概要

【目的】

自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼしている中で、自動車の買換え・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯止めをかけるとともに、低炭素社会の実現を目指すために創設。

【概要】

排出ガス性能・燃費性能の優れた環境への負荷の少ない低燃費車・低公害車等（新車に限る。）について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、現行特例措置に代えて、自動車取得税の税率軽減措置を以下のとおり講ずる。

電気自動車・ハイブリッド自動車等	…	免	除
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★★	かつ	平成22年度燃費基準＋25%達成	… 75%軽減
バス・トラック（3.5t超）：平成21年排出ガス規制適合	かつ	平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★★	かつ	平成22年度燃費基準＋15%達成	… 50%軽減
バス・トラック（3.5t超）：平成17年排出ガス基準10%低減達成	かつ	平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

（注）「★★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

自動車取得税の時限的軽減措置(平成21年度～平成23年度)

車種		H20年度	H21年度～
電気自動車 天然ガス自動車(※1) ハイブリッドバス・トラック(※1)	自家用車	2. 3%	0%
	営業用車 軽自動車	0. 3%	0%
	自家用車	3. 2%	0%
ハイブリッド乗用車(※1)	営業用車 軽自動車	1. 2%	0%
	自家用車	—	0%
	営業用車 軽自動車	—	0%
プラグインハイブリッド自動車(※2)	自家用車	4%	0%
	営業用車 軽自動車	2%	0%
	自家用車	5%(30万控除あり)	1. 25%
クリーンディーゼル乗用車(※1)	営業用車 軽自動車	3%(30万控除あり)	0. 75%
	自家用車	3%	1. 25%
	営業用車	1%	0. 75%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック(3.5t超)	自家用車	5%(15万控除あり)	2. 5%
	営業用車 軽自動車	3%(15万控除あり)	1. 5%
	自家用車	5%	2. 5%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック(3.5t超)	営業用車	3%	1. 5%
	自家用車	5%	2. 5%
	営業用車	3%	1. 5%

(※1)天然ガス自動車、ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車及びクリーンディーゼル乗用車については、一定の要件を満たすもの。

(※2)プラグインハイブリッド自動車については、平成21年度から販売される予定。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、
個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入

[平成20年度税制改正において、平成21年度からの制度導入を決定
※平成21年10月の年金支給分から徴収実施]

特別徴収の対象者

65歳以上の公的年金の受給者

- ※ 個人住民税の納税義務があり、公的年金からの特別徴収の対象となりうるのは、約2割強の方
- ※ 夫の年金収入が200万円程度の標準的な世帯の場合、基本的には税負担は生じない

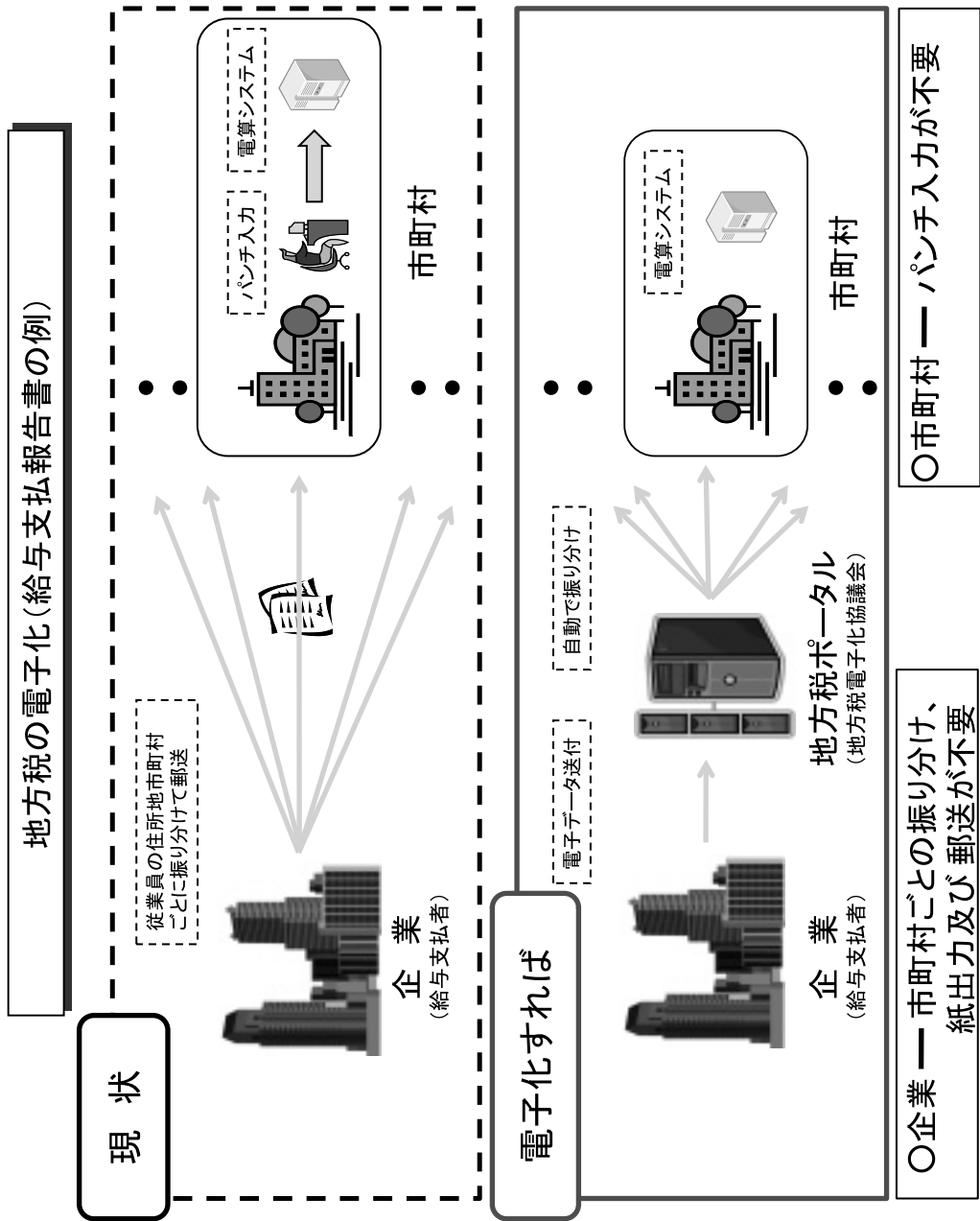
ポイント

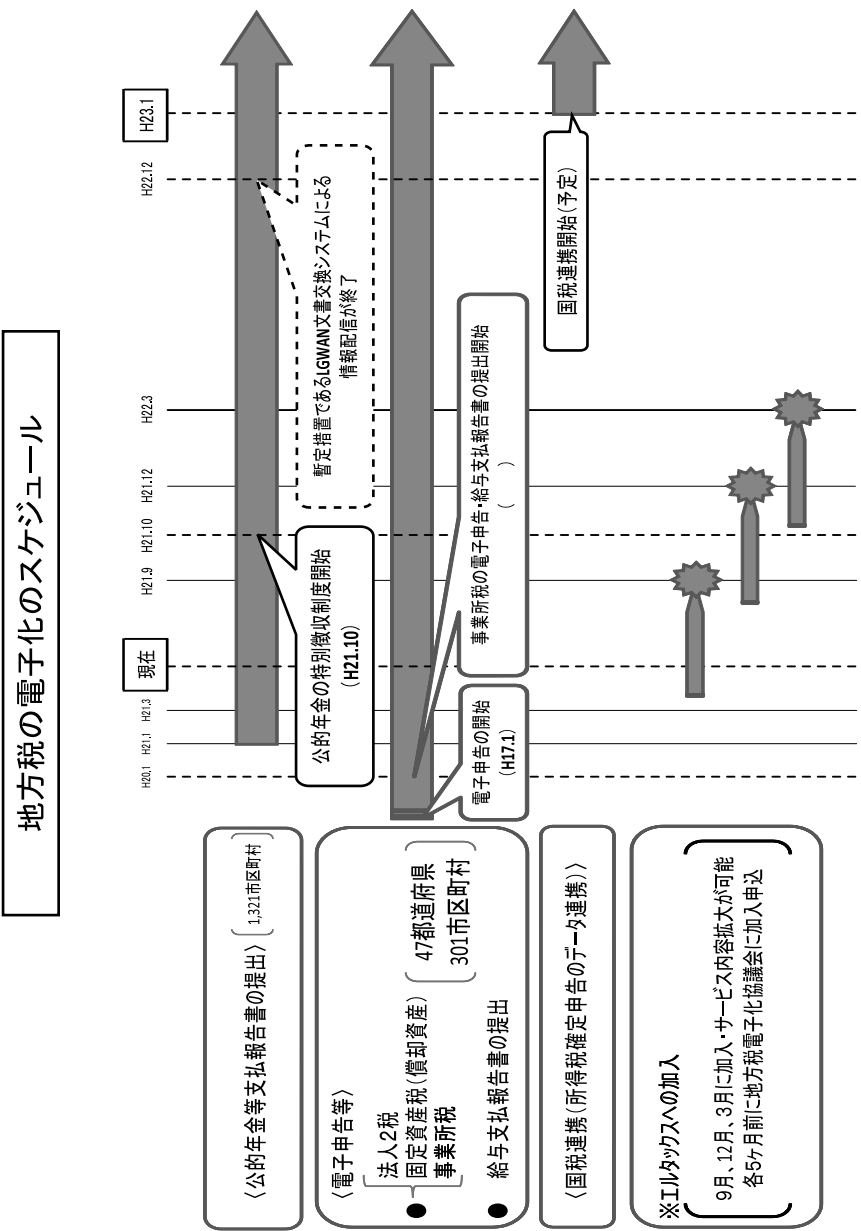
- 新たな税負担を求めるものではない
- 国・地方団体間の連携の下、制度改正の趣旨が年金受給者の方に伝わるよう、丁寧な周知・広報に努める

(参考)その他の公的年金からの特別徴収(源泉徴収)制度

所得税(昭和32年～)、介護保険料(平成12年～)、国民健康保険料等・長寿医療制度保険料(平成20年～)

[illegible]





税財政の今後の課題と展望
日本租税研究協会創立60周年記念
租税研究大会記録

平成21年11月25日印刷

平成21年11月30日発行

発行人 新 谷 清

発行所 社団法人 日本租税研究協会
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
日本ビル 5 階552区
TEL 03-3281-2719
FAX 03-3281-6073

印刷所 第一資料印刷株式会社
TEL 03-3267-8211
